

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1009	10092010	戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1009	10092020	住民票の写し等交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、住民票の写し等交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。住民票の写し等交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1009	10092030	印鑑登録証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、印鑑登録証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。印鑑登録証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1009	10092040	府市民税(所得・課税)証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、府市民税(所得・課税)証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。府市民税(所得・課税)証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から戸籍関係や住民票関係等の証明書交付について類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1009	10092050	固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から戸籍関係や住民票関係等の証明書交付について類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1009	10092060	納税証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、納税証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。納税証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から戸籍関係や住民票関係等の証明書交付について類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1009	10092070	軽自動車税納税証明書(継続検査用)交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、軽自動車税納税証明書(継続検査用)交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。軽自動車税納税証明書(継続検査用)交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から戸籍関係や住民票関係等の証明書交付について類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1009	10092080	市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を指定管理者に委託可能	公の施設の指定管理者に限り、市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務も併設し、納付書を紛失した市民に再度納付書を発行し、隣接金融機関で即納付ができるよう対応する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって当該事務をアウトソーシング(事務委任)する。	本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して市役所業務の一部を民間委任するものであり、隣接した金融機関との連携により、市税等を即送付できるような対応を可能とするもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1009	10092090	年金現況証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、年金現況証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。年金現況証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1639	16391010	指定管理者による目的外使用許可	指定管理者制度において、指定管理者が目的外使用許可を代行できるもの。 施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合、市の条例において、指定管理者が目的外使用許可を代行できる旨を規定し、指定管理者が目的外使用許可を代行できることとするものである。 指定管理者に代行させることにより、管理運営を一元化することができ、住民サービスの向上が図られるとともに、行政コストの縮減が図られるもの。	指定管理者制度において、指定管理者が目的外使用許可を代行できるとする。 現行法では、指定管理者が目的外使用許可を代行できないことにより、次の2点で問題が生じる可能性がある。 (1) 使用許可書等の帳票類を始め、目的に沿った使用とは別個の事務処理が必要となることから、コストの増高を招く。 (2) 目的外使用については、設置者が許可権者となることから、指定管理者による一体的な管理運営が阻害され、効率的な管理運営ができない。 このため、施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合、市の条例において、指定管理者が目的外使用許可を代行できる旨を規定し、指定管理者が目的外使用許可を代行できることとするものである。 現行法においては、目的外使用は、行政財産の管理及び処分観点から規定されており、長又は委員会が許可権者となっているが、設置者は、指定管理者に必要な指示を行えること、その指示に従わない場合には、指定の取消し、管理業務の停止が可能であり、適正な管理は担保できる。 一方、公の施設の管理運営の観点から見た場合、目的に沿った使用許可と目的外使用許可を殊更に区別する必要はなく、指定管理者が目的外使用許可を代行することによる問題はない。 また、施設の特徴や使用の態様の観点から、指定管理者に代行させることが不適当な場合については、市の条例において、代行の範囲外と規定するもの。 特に、貸館に類する施設にあつては、本来の目的の用に供されていない場合には、目的外使用を許可することが、住民サービスの向上・施設の効率的な管理運営に資するもの。 目的に沿った使用と使用の態様が異なる目的外使用にあつては、基準を定めることにより、指定管理者に代行させることが適当。 指定管理者に代行させることにより、管理運営を一元化することができ、住民サービスの向上が図られるとともに、行政コストの縮減が図られるもの。	0	岐阜県	岐阜県多治見市	指定管理者による目的外使用許可	指定管理者制度において、指定管理者が目的外使用許可を代行できるもの。 施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合、市の条例において、指定管理者が目的外使用許可を代行できることとするものである。 指定管理者に代行させることにより、管理運営を一元化することができ、住民サービスの向上が図られるとともに、行政コストの縮減が図られるもの。
1531	15312010	指定管理者制度のさらなる拡充について	現在の支援措置において認められている「指定管理者」の行うことができる業務範囲を「行政判断を行う事務」・「行政権限を伴う事務」にも拡充し、指定管理者が地域のニーズ等に応じた管理運営を行うことができるように提案するもの。	指定管理者となる民間事業者に対して道路・河川等の各種施設の管理運営委託を行う。	道路や河川、港湾等の民間開放(指定管理者制度)については地域再生の支援プログラムとして認められるようになったが、現在の支援プログラムの規定では計画策定や工事発注の「行政判断を伴う事務」、占有許可や監督処分などの「行政権限を伴う事務」については認められていない。また利用料金などの設定も指定管理者にて行うことができず指定管理者が地域のニーズや自らの計画に応じた運営が行うことができないので提案を行うもの。	福岡県	福岡県北九州市	指定管理者制度のさらなる拡充について	道路や河川、港湾等の民間開放(指定管理者制度)については地域再生の支援プログラムとして認められるようになったが、現在の支援プログラムの規定では計画策定や工事発注の「行政判断を伴う事務」、占有許可や監督処分などの「行政権限を伴う事務」については認められていない。また利用料金などの設定も指定管理者にて行うことができず指定管理者が地域のニーズや自らの計画に応じた運営が行うことができないので提案を行うもの。
1654	16541010	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(電磁的記録式投票機の具備すべき条件等)	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(電磁的記録式投票機の具備すべき条件等) 第四条第二項 前条の規定による投票を用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。の規制緩和。今回提案で伝送するのは投票数データであり、投票データとは異なる。	投票所より投票数データを投票率速報システムへ伝送し公表する事有権者への投票意識の向上促進及び投票率低下への歯止めを目的としている。	前回提案では投票内容の改ざんのおそれがあるとの指摘を受けた。これは前回の提案では投票データを各投票所より開票所へオンライン伝送を提案していたからと認識している。今回提案は本指摘事項を受け、電磁記録式投票法に定められているとおり、投票データは各投票所から開票所へ電磁的記録媒体を運送する方式としており、問題ないと考える。	宮崎県	宮崎県宮崎市	住基カードを利用した電子投票システム構築構想	選挙における住基カードの利用+電子投票システム構築構想です。主な仕組みと特徴は、住基カードによる本人確認をおこない「なりすまし投票」の防止、期日前投票では宣誓書自動作成によるスピードアップ、電子投票機の導入による疑問票の解決、開票時間の短縮、投票数データを投票率速報システムへ伝送し公表する事有権者への投票意識の向上促進及び投票率低下への歯止めを目的としており、市民サービスの向上が図れるものです。
1654	16541020	公職選挙法(投票所における投票)	公職選挙法(投票所における投票) 第44条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。 2 選挙人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。の規制緩和。今回の提案は、住基カードを所持している有権者は、宮崎市ICカードシステムを活用し、多目的アプリケーションの暗証番号入力にて本人確認をおこなう。住基カード未所持の有権者は通例どおり選挙人名簿にて本人確認をおこなう。	投票所における本人確認を住基カードを利用する事により、「なりすまし投票」の防止につながる。また、住基カードの多目的利用が広がり、住基カードの普及につながる。	前回提案では本人確認、二重投票の防止の観点から選挙の公正が害されるおそれがあるとの指摘を受けた。これは前回の提案では任意の投票所での投票を可能とし、また、住基カード持参者は選挙人名簿データとオンライン確認での本人確認の仕組みを提案していたための指摘と認識している。今回提案は本指摘事項を受け、投票は指定された投票所での投票とし、また、本人確認に関しては、住基カード持参者は宮崎市ICカードシステムを利用した多目的アプリケーションの暗証番号入力での本人確認とし、また、住基カード未持参者は従来どおりの選挙人名簿との突合による本人確認とした。本内容により指摘事項は問題ないと考えている。	宮崎県	宮崎県宮崎市	住基カードを利用した電子投票システム構築構想	選挙における住基カードの利用+電子投票システム構築構想です。主な仕組みと特徴は、住基カードによる本人確認をおこない「なりすまし投票」の防止、期日前投票では宣誓書自動作成によるスピードアップ、電子投票機の導入による疑問票の解決、開票時間の短縮、投票数データを投票率速報システムへ伝送し公表する事有権者への投票意識の向上促進及び投票率低下への歯止めを目的としており、市民サービスの向上が図れるものです。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1280	12802020	公職選挙における票の重み修正手段の導入支援	公職選挙で気になるのは、地域による投票率の大きな開きである。有権者の若い地域が必ずしも投票率が低い訳でなく、地域における意識の高低で投票率が変化し、候補者の人気も投票率に影響するという。選挙区毎の票の重みを修正するには、投票率と投票数で票の重さを比較する方法を取り入れたい。例えば、選挙区の有権者数が2倍あっても投票率が1/2なら、結局は1票の価値は同じであるとの考えを取り入れる。選挙区の投票率が高い方が有利と判断されれば投票率は上がる。選挙区間の投票率の競争になれば、候補者も真剣に政治に取り組むし、有権者もまじめに投票を考えると棄権も減少する。	選挙区毎の1票の重みが違うことを修正するには、「有権者数が2倍あっても、選挙区の政治に対する関心を上げられなくて投票率が1/2なら1票の価値は同じである。」との考えを取り入れることで投票の価値観が変わり、候補者が真剣に取り組めば、有権者もまじめに投票を考えて棄権が減少する。	投票率競争による意識の変換で1票の格差を是正し、投票率を上げて住民の意見を政治に幅広く生かす。	徳島県	徳島県上勝町	選管の投票率による選挙制度改革構想	公職選挙の課題は投票率の低下であり、地域における意識の高低で投票率が決定する。選挙区の投票率が高い方が有利と判断されれば投票率は上がる。選挙区間で投票率の競争になれば、候補者も真剣に取り組むし、有権者もまじめに投票を考えると棄権も減少する。候補者の人気で投票率が上がり、選管の取組や選挙制度によっても差があるならば、逆に地域性を表面に出して投票所開設に時間差を設けてみるのも良いのではないか。更に、選挙区毎で1票の重みを計るなら、得票数に投票率を加味して優劣をつける方法を取り入れることも有効に働く手段である。
1465	14651010	鳥取県知事・県議会議員選挙特区	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事又は県議会議員の候補者となる者は選挙期日の告示日から条例で定める期間内に届け出ることとする。 ・告示日から、選挙公営の合理化に必要な限度において、条例で定める期間、選挙運動を禁止することとする。 ・選挙運動期間は選挙運動禁止期間の翌日から選挙期日の前日までとし、その日数については、現行制度と同じ日数とする。 ・期日前投票等については、選挙運動期間と同様の期間とする。 ・適用する選挙の種類については、県知事選挙又は県議会議員選挙のいずれか又はその両方を条例により決定することとする。 	<p>選挙告示日から選挙公営の合理化に必要な限度において条例で選挙運動を禁止する期間を定めることにより、選挙運動用がスター掲示場等の公営による選挙運動の準備等について、物品の適正な必要数、規格等で行うことができるとともに、着実かつ効果的な周知が図られる。</p> <p>また、期日前投票等を行うことのできる日を選挙運動期間にあわせ、選挙告示日から一定期間、間隔を置くことにより、無投票当選となった場合には、期日前投票等のための投票用紙の印刷に要する経費等の支出が不要になるなど、業務の合理化及び選挙の執行経費の節減ができる。</p>	現行の都道府県知事及び議会議員の選挙について、選挙告示日から選挙公営の合理化に必要な限度において、条例で選挙運動を禁止する期間を設けることにより、選挙の着実かつ効果的な周知を図ることができるとともに、業務の合理化及び選挙の執行経費の節減ができるよう規制の特例を提案するものである。	鳥取県	鳥取県	鳥取県知事・県議会議員選挙特区	県知事及び県議会議員の選挙について、選挙の告示日から選挙公営の合理化に必要な限度において条例で定める期間を、選挙運動を禁止する期間として設けることにより、選挙の着実かつ効果的な周知を図ることができるとともに、業務の合理化及び選挙の執行経費の節減ができるよう規制の特例を提案するものである。
1480	14801010	公職選挙法の規制緩和	投票立会人は、市町村の選挙管理委員会が各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から選任されているが、これを中学生以上の者からも投票立会人を選任することができるようにする特例。	<p>1 具体的事業の実施内容 選挙権のない中学生以上の者も対象に、投票立会人として選任する。</p> <p>2 効果 若年層の投票率が低下している中、中学生以上の者を投票立会人としてすることにより、投票立会人の確保と選挙啓発の一助とすることで、選挙の充実が図られる。 投票立会人となった中学生以上の者に対して、選挙の仕組みを理解してもらうことができる。</p>	投票立会人は、選挙権を有する者でなければならないが、今般期日前投票制度が創設され、市町村ではますます投票立会人の確保が困難になってきている。一方、若年層の投票率が低下している現状の中、中学生以上の者を投票立会人として選任することにより、投票立会人の確保と選挙啓発の一助とすることで、選挙の充実を図る。	神奈川県	箱根町	中学生等による選挙投票立会人特区	投票立会人は、市町村の選挙管理委員会が、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任することとなっている。このような規制の中、今般期日前投票制度が創設され、投票立会人の確保がさらに難しくなっている。さらに、近年若年層の選挙に対する意識が薄く、その結果投票率も低下してきているのが現状と思われる。このため、中学生以上の者を投票立会人に選任し、投票立会人の確保を図るとともに、選挙啓発の一助とすることで、選挙の充実を図るものである。
1280	12802010	選管の投票率向上策としての取り組みに対する支援	公職選挙における投票時間の延長は、既に投票率の高い地域では効果がない。そこで、地域コミュニティを最大限に重視し、投票所毎に知恵を出し合い、投票所毎の投票率の競争をする等のアイデアを出し合い、市町村毎の選管が投票率を上げるために、あらゆる手段で投票率の確保に取り組むことを可能にし、それをモデルとして支援してゆく。	お隣さんの底力を活用し、地域間の競争によって地域コミュニティを育成し、よって公職選挙の投票率を上げるとともに、町内会活動を活発にしてゆくものであり、その相乗効果は大きいものがある。	地域コミュニティに競争を取り入れることで活動を活発にするとともに地域への思い入れを深くし、選挙にかかる経費を削減しながら、投票率を上げて住民の意見を政治に幅広く生かすことが容易になる。そんな地域コミュニティを田舎・都会を問わず、選挙区毎の競争で育成してゆく。	徳島県	徳島県上勝町	選管の投票率による選挙制度改革構想	公職選挙の課題は投票率の低下であり、地域における意識の高低で投票率が決定する。選挙区の投票率が高い方が有利と判断されれば投票率は上がる。選挙区間で投票率の競争になれば、候補者も真剣に取り組むし、有権者もまじめに投票を考えると棄権も減少する。候補者の人気で投票率が上がり、選管の取組や選挙制度によっても差があるならば、逆に地域性を表面に出して投票所開設に時間差を設けてみるのも良いのではないか。更に、選挙区毎で1票の重みを計るなら、得票数に投票率を加味して優劣をつける方法を取り入れることも有効に働く手段である。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1183	11831070	郵便投票制度の拡充	公職選挙法においては、郵便投票の対象者として身体障害者手帳の所持する者で重度障害のある者、戦傷病者手帳を所持する者で一定の障害のある者、及び介護保険における要介護度5の認定者としてあるが、この枠を拡大し歩行に障害のあるものを認定することとする。	現在、身体障害者手帳を所持する障害者(両下肢・体幹・移動障害の1級か2級、内臓障害1級か3級)および戦傷病者手帳を所持する障害者(両下肢・体幹の特別症項から第2症項、内臓障害の特別症項から第3症項)、介護保険の被保険者証を所持する認定者(要介護度5)に限定して、郵便を利用して投票できる制度を運用している。 しかし、上記の障害者手帳等有していないために郵送を断念している者、また要介護度5に認定されない重度障害の物も多い。 このため、1人で外出できない程度の状態にある下肢・体幹に障害のある身体障害者手帳の所持者及び下肢・体幹に障害のある要介護認定者を対象にした郵便投票を実施する。 利用に当たっては予め申請のあった選挙人に対する許可制とし、福祉部門で把握している台帳、介護認定審査会に用いる台帳に基づいて対象者を定め、郵便投票を実施する。 これは投票率向上に資するばかりでなく、社会に参加するという観点から「社会的弱者の救済」いわゆる生きがい作りにも資するものと考えられる。	歩行に障害のある有権者に対し、広く投票の機会を与え投票意欲の向上を図る。	岩手県	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、再生利用を目的とした食品産業廃棄物、木屑に対する廃棄物処理法の規制緩和、循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、NP0等による循環・交流施設へのボランティア輸送の有償化、中古品使用に係る補助事業の運用改善、大麻の栽培目的の要件緩和、町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、郵便投票制度の拡充、民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1280	12801010	選管の投票率による投票時間等変更特区	公職選挙における投票時間の延長は、本来、投票率の向上が目的だったが、あまり効果はなかった。これは、都市部の極端に投票率が低い地域では若干の効果はあったが、既に投票率の高い地域では効果が見えなかった。そこで、国政選挙、県知事・県議会選挙における投票所の閉鎖時間の決定は市町村選管が決定し、届出制にする。例えば、前回の投票率が全国平均よりも10%高いと1時間繰り上げ、逆に低い場合は同様に繰り下げる。等の決定も可能にする。	現行制度では、国政選挙等における投票時間は原則7時から20時とされ、特別の事情と認められない限り市町村選管では投票所の閉鎖時刻は変更できない。投票時間の繰り上げについては、時期(季節)や地形等の実情にあわせた繰り上げについては市町村選管の決定事項とし、県選管への届出制とする。	投票時間の延長は、あくまで投票率を上げるためのものであり、必ずしも全国一律が最善とはいえず、地域の実情によって短縮しても投票率の確保が可能な場合は投票時間を繰り上げる等、無駄な経費を削減すべきである。	徳島県	徳島県上勝町	選管の投票率による選挙制度改革構想	公職選挙の課題は投票率の低下であり、地域における意識の高低で投票率が決定する。選挙区の投票率が高い方が有利と判断されれば投票率は上がる。選挙区間で投票率の競争になれば、候補者も真剣に取り組むし、有権者もまじめに投票を考えることから棄権も減少する。候補者の人気で投票率が上がり、選管の取組や選挙制度によっても差があるならば、逆に地域性を表面に出して投票所開設に時間差を設けてみるのも良いのではないか。更に、選挙区毎で1票の重みを計るなら、得票数に投票率を加味して優劣をつける方法を取り入れることも有効に働く手段である。
5093	50930001	投票時間の短縮について	投票当日の投票時間を午前7時から午後6時までとする。		期日前投票制度の導入により、有権者の投票の機会及び利便性は、格段に高められている。一方、開票に関しては、投票終了後、午後9時頃から始まり、選挙によっては、深夜若しくは早朝にまで及ぶこともある。このことから、有権者に選挙結果を一刻も早く知らせることができるよう投票当日の投票時間を短縮する必要がある。また、開票事務従事者についても、深夜、早朝に及ぶ勤務となり、その労働環境及び健康面への配慮も必要である。		0	多治見市選挙管理委員会事務局	0
1318	13181010	公金(地方公金・地方税)のクレジットカード決済	現状の法律上問題ないと思えるが、問題があるなら特区として検討したい。具体的には、地公金・地方税に関して立替払い契約の締結を認めることで、クレジットカードにおける収納を実現するものである。	インターネットでの納税等を実施。これにより、納税者は24時間納税が可能となり、利便性の向上につながり、納付率の向上が図れる。また、これにより、延滞や事務コストの削減を図ることも可能であり、立替払いであるため、カード決済者の収納は保証されるというメリットがある。	0	大阪府	株式会社ジェシービー	公金(地方公金・地方税)クレジットカード決済構想	公金(地方公金・地方税)のクレジットカード決済を実施する。自治体はクレジット会社と立替払い加盟店契約を締結し、インターネット上での公金決済を実施する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1383	13831010	クレジットカードによる納付の容認	電子申請等における手数料等の納付方法については、現行では銀行口座振替の方式があるのみであり、これを多様化し、利用者の利便性を高めるため、手数料等の償還につき、第三者への委託による立替払いを認め、クレジットカード等による納付を認める。	電子申請等にかかる手数料の納付方法として、クレジットカード会社などの第三者に対して公金立替払いの委託を認め、利用者がクレジットカードにより手数料等の納付決済を行うことができるようにする。	税を除く手数料その他の公金の第三者納付については地方自治法上に明文の規定が無い。一方で、同法243条に基づき、同法施行令158条、158条2を除いて、私人に対して公金の徴収又は収納の委託を行うことを禁止している。そのため、クレジットカード等を利用して、クレジット会社等に立替払いを委託する場合、実質的に公金の収納を委託するのと同様の経済効果を生じさせるため、地方自治法243条に抵触するとの疑義がある。今日、クレジットカードによる支払いは時と場所を選ばず、インターネット経由での簡便な支払いを可能とするなど利用	大阪府	大阪府	高度電子自治体構築特区	府全域を「高度電子自治体構築特区」に指定し、同地域における地域住民向け電子自治体サービスの早期提供と利便性向上のため、以下の措置を講じる。 (提案) 地域住民向け電子自治体サービスの利便性を向上させるため、手数料等のクレジットカード等による第三者納付方式による納付や電子証紙による納付について、地方自治法243条、231条の2の特例を認める。
1383	13831020	電子証紙による納付の容認	証紙による納付について、電子証紙による納付の特例を認める。	証紙による地方自治体への手数料等納付について、条例改正措置等により、利用者が電子証紙を使って納付することができるようにする。	証紙による公金の納付については、地方自治法231条の2により条例の定めるところにより「証紙」による収入の方法によることができるとされているが、「証紙」という紙を前提としているため、条例により証紙を電子化することは法律上できないかとの疑義がある。銀行口座やクレジットカードを有しない住民にも電子的な納付を可能とし納付手段の多様化を図るため、証紙の電子化が必要である。	大阪府	大阪府	高度電子自治体構築特区	府全域を「高度電子自治体構築特区」に指定し、同地域における地域住民向け電子自治体サービスの早期提供と利便性向上のため、以下の措置を講じる。 (提案) 地域住民向け電子自治体サービスの利便性を向上させるため、手数料等のクレジットカード等による第三者納付方式による納付や電子証紙による納付について、地方自治法243条、231条の2の特例を認める。
1004	10041010	国民健康保険税税額等の端数処理構想	地方税法第20条の4の2第6項は国民健康保険税にも規定が適用になり、「税」方式を採用していると第1期と第2期目以降とが極端な金額設定になります。(納期10回:18,400円の税額は第1期9,400円・第2期目以降1,000円)国民健康保険税を百円未満で端数処理出来ると、問題解決となる。	地方税法第20条の4の2第6項の規定によらず、分割回数が多い国民健康保険税の分割金額の端数処理を特別徴収の端数処理と同様に百円未満ですることが出来る。毎年確定賦課時に窓口で第1期の金額の納付相談で混雑し、更に納期内の納入でないため督促状が送付されトラブルが頻発に起こり、また、口座振替を促進するにおいても障害となっております。	地方税法第20条の4の2第6項「地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。……」の規定にかかわらず、分割回数が多い国民健康保険税の分割金額の端数処理を特別徴収と同様に百円未満ですることが出来る。	北海道	北海道苫小牧市	国民健康保険税税額等の端数処理構想	地方税法第20条の4の2第6項「地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。……」の規定にかかわらず、分割回数が多い国民健康保険税の分割金額の端数処理を特別徴収の端数処理と同様に百円未満ですることが出来る。
1014	10141010	財産区による区域外の財産の管理の容認	財産区が当該財産区の区域外に所在する資産の管理することを容認する。	市町村合併に伴い、今まで管理してきた山林を財産区を設置して管理運営にあたりたいが、二以上の市町村にまたがって財産区を設置できないとあるが、これまで村有林として管理してきた実情とそぐわない。市町村の普通財産が可能であるとしながら、財産区による場合は認めないことは不合理であると考えられること及びこれまで財産管理を行ってきた住民感情や議会からも要望があることから、是非容認していただきたい。	現在進めている市町村合併に伴い、現在村有林として管理している財産を合併後地方自治法第294条の規定に基づき財産区の設置により管理すること検討しているところである。同条によれば、2以上の市町村にまたがって存在することはできないとされている(行政実例大正9.9.25)ことから、村外に所在する財産(現村有林)を新たに設置する財産区の資産として管理することはできないこととなる。しかしながら、対象となる村有林の中には、本村から隣接する市町村にまたがるものがあり、この場合は、境界線までは財産区として管理できるが、隣接団体に所在する部分については管理できないという不合理が生ずる。市町村が所有する財産であれば当該市町村外に存在することが可能であるのに対して、財産区が所有する財産が区域外に存在することはできないという不合理が生ずる。このことは、同様の財産を管理するという視点に立った場合、均衡を失うと考えられる。財産区が2以上の市町村にまたがることできないとしても、これまで村有林として管理し、特段の問題も生じていないという実績を考慮すれば、当該資産が別の市町村内にあっても、他の市町村や住民になんら支障を及ぼすことは考えられず、財産区が管理する上で大きな不都合や不合理があるとは考えられない。すなわち財産区の区域と管理する財産は区別して判断すべきものとする。また、2以上の市町村にまたがって存在することはできないという行政実例は大正9年という時期のものであり、現時点での経済社会情勢とはまったく異なるといわざるを得ない。自主判断とはいえ国家財政の事情により、市町村合併を余儀なくされる小規模かつ過疎・山村の地方公共団体及びその住民にとって地元に対する愛着を尊重することは、最大限尊重されるべきであると考えられるものである。	愛知県	愛知県作手村	もりもり特区構想(森守特区)	市町村合併の協議のなかで、財産区を設置することで調整をしているが、我が作手村は今までに合併経験もなく古くからの多くの山林を所有している。明治時代よりの官公造林や、区有林、学校林であり各地区の住民並びにPTA、児童生徒等により植林、下刈、除伐、間伐等愛情を持って育てた美林であり、今後の後継者対策、社会学習、森林の公益的機能等役割の重要性を鑑み、山林を有効活用し、地域社会に貢献してきたため、区域外に所有している山林も財産区の財産として設置したい。合併の地区住民の同意を得るために地方自治法第294条の逐条解説行政実例大正9年9月25日の特例を容認していただきたい今回要望する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1016	10161010	住民票の写し等ファックスによる申請・自宅郵送サービス	前回の申請では、「ファックスで申請した際の申請書原本の回収ができれば、認められる」との回答をいただきました。今回、原本回収の代替措置として、本人が市役所に来庁し、あらかじめ本人確認番号を登録しておき、ファックス申請の際に、申請書に本人しか知らない暗証番号を記載していただくことで、本人同一性の確認ができるようにしました。	住民票、除かれた住民票等を市民等の利便及び限られた時間の有効活用を図るため、本人に1回市役所に来庁していただき、本人確認を行い、本人だけの確認番号の登録をしていただいた後に、本人から24時間ファックスにより申請を受け、手数料及び郵送料を市の専用の口座に振り込んでいただき、市で手数料等の振り込みを確認した後に、本人の自宅(住民登録の住所)に証明書等を郵送するサービスを行う。	前回の回答では、「本人確認がとれない」とのことでしたが、今回、本人が、市役所の市民課の窓口に来て、運転免許証等で本人確認を行い、本人だけが知る本人確認番号を登録していただき、申請の際には、この本人だけが知る確認番号を申請書に記入してもらうことで、本人と同一であると確認できるので、ファックスによる申請を実施したい。前回の申請で、「外国人登録原票記載事項証明書」について、ファックスによる申請・自宅郵送サービスが認められたので、総合的なサービスの向上を図るため、住民票の写し等についても同様のサービスを実施したい。	埼玉県	埼玉県桶川市	住民票等ファックスによる申請自宅郵送サービス(住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス)	住民票、除かれた住民票、戸籍謄本、抄本、除籍謄本、抄本、改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書等を市民等の利便及び限られた時間の有効活用を図るため、本人に1回市役所に来庁していただき、本人確認を行い、本人だけの確認番号の登録をしていただいた後に、本人から24時間ファックスにより申請を受け、手数料及び郵送料を市の専用の口座に振り込んでいただき、市で手数料等の振り込みを確認した後に、本人の自宅(住民登録の住所)に証明書等を郵送するサービスを行う。
1026	10261020	中心市街地における市街地整備改善及び商業等の活性化法の緩和措置	これらの制度は市町村がイニシアチブ取る法律規制がかけられている。鞍手町の基本計画は民間活力を利用して充実するものではなく、全て税負担100%のものが中心である。中心市街地における法律の範囲が、さびれた中心市街地を活性化させるという主旨である。これを今後活性化させようとする地域に中心的に投資する事が出来る様に法律の解釈の規制を緩和して欲しい	福祉複合施設に利便性の高いコンビニエンスストア・レストラン・酒場・家畜・ペット園等の誘致に関するインフラ整備などに関して実施する。炭鉱跡地(公害)の土地整備を正常化させる。例:杭打ち土木事業を完備させる。下水道を完備する。ストレス社会の息抜きが出来るレジャー施設が進出しやすくなる。払い下げた土地は代替地として利用して計画を実現させる。	石炭六法が期限切れになった鞍手地区において、炭鉱跡地(公害 地盤沈下)整備格差を都市部と比較した場合、差があり過ぎる為、その格差を是正する必要がある。民間が出来る事は、民間に任せて効率を高める。一戸当り50㎡のバリアフリー住宅で30坪の畑が付いている分譲住宅(一戸 千万円)を中心とする物件を販売して人口増を図る。	福岡県	社会福祉法人鞍手会 ケイティ・エンタープライズ株式会社 有限会社 かじと 梶栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	介護・医療・保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カンジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る 日本の美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、鞍手町内ピーク時の3万2千人に回復させる 経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する 介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める
1034	10341010	固定資産税評価方法改善計画	路線価に依る固定資産税を撤廃し、新たな評価方策を採用し市街地の空洞化を防ぎ再生を促す。	所管官庁職員、学識者、国民、3者から成る研究会を設け可能な限り早期に新評価方式を採用する。	旭川市のみならず全国的に市街地中心部の空洞化が進んでいるのは旧態依然とした路線価一本槍な固定資産の評価方法に依るところが非常に大きい。	北海道	澤渡 久芳	固定資産税評価方法改善計画	旭川市に於ける市街地中心部空洞化現象は著名な大型店等が節税の為、路線価の低い郊外地へ移転した事が大きな原因となっている。路線価の高い所へ取り残された商店は高課税に耐え切れず廃業している。このような現状を打破する為には、路線価一本やりの評価を改め各商店の生業全体を評価した課税にするべきである。
1099	10991010	役場職員自宅での公金取扱の特例	・役場職員の自宅を役場出張所としての機能を持たせて申請手続きの事務や手数料などの公金を取り扱うこととしたため	・役場にわざわざ出向かずとも自宅近くで申請の手続きや税金等の納付手続きが可能となり、高齢者等の負担がかなり軽減される。	・役場職員の自宅で公金の取扱いなどが可能になれば末端地域の高齢者等の負担が軽減され救済できる。こうしなければ御用聞き構想を実施する意味がない。	愛知県	愛知県東栄町	頼もう平成申専組！ とうえい御用聞き構想	過疎地域で高齢者比率が著しく高い(42.3%)状況と高齢者等の要望に応えようと立ち上がったのが幕末に活躍した「新撰組」になぞって名づけた「平成申専組」である。名前の由来は申請書を専門に扱うことを略して申専組と命名。職員の自宅に「平成申専組」の看板を掲げ、自宅を役場の出張所として位置づけ、各種申請の代行や的確な情報の伝達を行う。具体的には、申請書を役場職員の自宅に常備しておき、申請者に記入もらう。職員は申請書を役場の窓口へ申請書と手数料を払い、書類を受け取り、申請者宅へ書類を届けるシステム。
1099	10991020	労働基準法第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)の適用除外	役場職員の自宅で事務手続きなどを行うことから時間外手当や休日勤務手当の対象となりうるため	この構想を実施するのは、勤務時間外や休日に限られる。よって時間外手当や休日勤務手当の対象になりうるが町の財政を圧迫させないためにも手当の支給は行わない。	町の財政状況から見ても手当を支給することができないし、たとえ手当を支給すると想定した場合、正確な時間外の勤務時間が把握できない。職員の時間申告では、不透明である。	愛知県	愛知県東栄町	頼もう平成申専組！ とうえい御用聞き構想	過疎地域で高齢者比率が著しく高い(42.3%)状況と高齢者等の要望に応えようと立ち上がったのが幕末に活躍した「新撰組」になぞって名づけた「平成申専組」である。名前の由来は申請書を専門に扱うことを略して申専組と命名。職員の自宅に「平成申専組」の看板を掲げ、自宅を役場の出張所として位置づけ、各種申請の代行や的確な情報の伝達を行う。具体的には、申請書を役場職員の自宅に常備しておき、申請者に記入もらう。職員は申請書を役場の窓口へ申請書と手数料を払い、書類を受け取り、申請者宅へ書類を届けるシステム。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1099	10991030	役場職員が各種証明等の代理申請する場合の委任状廃止	各種証明などの代理申請であるため、委任状が必要となる。この委任状を撤廃したい。	高齢者等の負担をなるべく軽減させるためにも委任状を撤廃させる。	現在、試行でこの御用聞き構想を実施しているが高齢者から委任状を省略してほしいとか、役場職員は、身分が確立されているから委任状は必要ないのでは、という意見がある。事務手続きを簡略化するためにも委任状を撤廃したい。	愛知県	愛知県東栄町	頼もう平成申専組！ とうえい御用聞き構想	過疎地域で高齢者比率が著しく高い(42.3%)状況と高齢者等の要望に応えようと立ち上がったのが幕末に活躍した「新撰組」になぞって名づけた「平成申専組」である。名前の由来は申請書を専門に扱うことを略して申専組と命名。職員の自宅に「平成申専組」の看板を掲げ、自宅を役場の出張所として位置づけ、各種申請の代行や的確な情報の伝達を行う。具体的には、申請書を役場職員の自宅に常備しておき、申請者に記入もらい、職員は申請書を役場の窓口へ申請書と手数料を払い、書類を受け取り、申請者宅へ書類を届けるシステム。
1106	11061010	公共用地先行取得等事業債等の弾力的運用	土地開発公社が県からの委託で先行取得し、現在、長期保有となっている土地については、それらの活用方法や活用時期が未確定であっても、県が土地開発公社から引き取る場合には、公共用地先行取得等事業債の対象とすること。	土地開発公社が県からの委託で先行取得し、現在、長期保有となっている土地については、「長期保有土地」という。)を、県が公共用地先行取得等事業債等の起債措置を講じ、土地開発公社から引き取る。	1.現状の規制の問題点 公共用地先行取得等事業債の対象となるためには、以下の条件を満たすことが必要となるため、長期保有土地を 県が引き取る場合には対象とならない。 (1) 起債許可申請年度以降10年度以内に事業の用に供すること。 (2) 土地開発公社が土地を取得後2年度以内に県が引き取ること。 2.規制の特例の必要性 長期保有土地については、県ができるだけ速やかに引き取る必要があるが、多額の財源が必要となるため、県の一般財源のみでは対応が困難な状況にある。 また、公共用地先行取得等事業債についても、上記1の規制があるため、長期保有土地の引き取りには充てられないのが現状である。 そこで、長期保有土地の県による引き取りを促進するため、県による引取り時にも公共用地先行取得等事業債の起債措置ができることとし、もって、土地の活用促進及び地域の活性化を図る。	長野県	長野県	土地開発公社長期保有土地活用特区構想	土地開発公社が県営産業団地や代替地として県に代行して先行取得した用地の中で、その後の経済状況等により県事業(分譲等)が停滞し、長期保有となっている多くの土地がある。 この土地について、県が今後の活用方法(事業内容)や時期(事業年度)を検討中の段階においても、土地開発公社から取得する多額の経費に対して公共用地先行取得等事業債の起債措置ができることとし、土地の活用促進及び地域の活性化を図る。
1210	12101010	特別多数議決の採用	地方自治体の憲法と位置付けられる自治基本条例の改正について、その最高法規性を担保するため、その改正について出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする特別多数議決を採用する。	草加市みんなでまちづくり自治基本条例の改正について、3分の2以上の賛成を必要とする特別多数議決を採用したい。普通地方公共団体の議事は、地方自治法第116条において、多数決原則が定められており、同法に特別の定めがある場合のほかに、出席議員の過半数で決することとされている。この条例は、草加市における自治の基本原則として市民・市議会・市の三者によるまちづくりの手法を定めるものであり、市の最高規範、最上位条例との認識のもと制定した。法体系上、条例の優劣をつけることはできないため、その最高規範性を客観的に担保する方策として、この自治基本条例の改正に出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする特別多数議決を採用したい。	議決は、地方自治法第116条において、多数決原則が定められており、特別多数議決は、地方自治法に特に定めがある場合のみ適用される。法体系上、条例の優劣をつけることはできないため、自治基本条例を自治体の最高法規であることの客観的に担保する方策として、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする特別多数議決を採用したい。	埼玉県	埼玉県草加市議会	議会活性化特区 (自治基本条例の改正について、特別多数議決を採用する) (市民の意見を聴取する方法として、予算その他重要な議案・陳情以外でも公聴会を活用する)	自治基本条例は自治体における憲法であり、その最高法規性を担保するため、自治基本条例の改正に出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする特別多数議決を採用する。 また、市民の方々の意見を聴取し、審査の参考とする制度である公聴会を、予算その他重要な議案・陳情ではないまちづくり提案という案件についても開催できるとし、市民・市議会・市の三者が協働して今後のまちづくりを推進していく。
1210	12101020	公聴会の拡大運用	常任委員会または特別委員会において、予算・議案ではない案件について、市民の意見を聴取する方法である公聴会を活用する。	草加市みんなでまちづくり自治基本条例第26条第5項においては、市民のまちづくり提案に対する市政への反映結果に納得できない場合、市議会へ意見を述べる機会を求めることができるとしており、その方法として、常任委員会または特別委員会における公聴会を活用したい。公聴会は、地方自治法第109条第4項において、予算その他重要な議案、陳情等について開催することができると規定されている。予算その他重要な議案という行政意思決定過程の最終段階において、議会が利害関係者や学識経験者の意見を聴取し、審査の参考にする制度であるが、草加市みんなでまちづくり自治基本条例は、市民・市議会・市の三者が協働して「だれもが幸せなまち」を実現するための基本原則を定めており、市の政策決定過程への市民参加を制度として定めている。市民によるまちづくり提案を、市政へどのように反映するかという計画策定段階において、この条例に基づき市民からの意見聴取を公開の場で行う方法である常任委員会または特別委員会における公聴会を活用したい。	常任委員会、特別委員会における公聴会は、地方自治法第109条第4項及び第110条第4項において、予算その他重要な議案・陳情等について開催することができると規定されている。 市民・市議会・市の三者が協働してまちづくりを行うという自治基本条例に基づき、市民の方々の意見を聴取し、審査の参考とする制度である公聴会を、予算その他重要な議案・陳情ではない、まちづくり提案という案件についても開催できるとし、市民・市議会・市の三者が協働して今後のまちづくりを推進していく。	埼玉県	埼玉県草加市議会	議会活性化特区 (自治基本条例の改正について、特別多数議決を採用する) (市民の意見を聴取する方法として、予算その他重要な議案・陳情以外でも公聴会を活用する)	自治基本条例は自治体における憲法であり、その最高法規性を担保するため、自治基本条例の改正に出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする特別多数議決を採用する。 また、市民の方々の意見を聴取し、審査の参考とする制度である公聴会を、予算その他重要な議案・陳情ではないまちづくり提案という案件についても開催できるとし、市民・市議会・市の三者が協働して今後のまちづくりを推進していく。
1285	12851010	永住外国籍市民への地方参政権付与	永住外国籍市民へ市政参加のため、地方参政権を付与する。	永住外国籍市民は、長年地域で共に暮らしてきた地域の重要な構成員である。多様な分野で活躍し、日本国民と同様に責任と義務を果たすことで、信頼関係を深めてきた。地方参政権の付与により地域の連携が深まり、力強いコミュニティが生まれ活性化していく。また、地方政治に積極的に参加することで新たな文化などが生まれてくる。さらには、三次市の基本目標である、「みんなで創る緑の未来都市～夢と元気があふれるまち」の実現に向け大きく躍進していく。今提案は、「地方自治のあり方」についてのモデルケースとして、その影響の検証に資する目的をあわせ持つものである。	永住外国籍市民の地方参政権を付与する提案の過去の回答は「国会で継続審議中である」となっていますが、総務省案として、モデルケースの自治体を作り、国会に提出していただきたい。	広島県	三次市	共生推進三次特区	永住外国籍市民は、長年地域で共に暮らしてきた地域の重要な構成員である。多様な分野で活躍し、日本国民と同様に責任と義務を果たすことで、信頼関係を深めてきた。地方参政権の付与により地域の連携が深まり、力強いコミュニティが生まれ活性化していく。また、地方政治に積極的に参加することで新たな文化などが生まれてくる。さらには、三次市の基本目標である、「みんなで創る緑の未来都市～夢と元気があふれるまち」の実現に向け大きく躍進していく。本提案は、「地方自治のあり方」についてのモデルケースとして、その影響の検証に資する目的をあわせ持つものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1212	12121010	外国籍市民への地方参政権付与	外国籍市民に地方参政権を付与する。	参政権を通じて外国籍市民を文字通りの「市民」として受け入れることで、地域からの国際化に取り組む市民達が創り出す友好と活気を草加市のまち全体に広げる。	草加市では、市民、議会、行政が協働して「地域からの国際化」に取り組んでいる。これを基礎に、人種、国籍等にとらわれず市民全体が共生しあう、多様で活気あるまちづくりを進めたい。このことから、外国籍市民への地方参政権付与について、4回目の提案を行う。 地方自治法第10条は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」とし、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」としている。1995年2月、最高裁は、この規定が持つ重さを踏まえ、「住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は地方公共団体が処理するという地方自治の重要性から、地方公共団体と特段に密接な関連を持つに至った永住者等の外国人に選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」「右のような措置を講ずるかは、専ら国の立法政策に関わる事柄」であるとした。日本国を構成する主体は国民であるが、基礎自治体を構成する主体は「住民」であることを明確にし、立法政策上、地方参政権を実現する道筋は閉ざされていないことを示したと思われる。 この点に関して総務省は、「永住外国人に対する地方参政権の付与については、わが国の制度の根幹に関わる重要な問題である」ことから、国会で十分な議論がなされる必要がある」との回答を繰り返している。しかし、ここで改めて、憲法が「国民」を国家の権利義務の主体としていることと、地方自治法が「住民」を地方公共団体の権利義務の主体としていることの意義を見つめなおしたい。同時に、地方にもそれぞれ様々な事情もあり、国全体として、その制度改革のコンセンサスを得ることには困難が付きまとう。だからこそ、一律的な制度改革に待つことなく、その推進についてコンセンサスを得ている地方において実施して行く道を開くべきであり、これを通じて、試行、検証するという役割を果たすこともできる。特区制度の意義もそこにあると思われる。 地域での人間関係がともしれば分断されている現状は、生活の豊かさを損ない、安全性をも奪っている。孤立が生み出す犯罪が増え、不安感が広がっている。だからこそ、大勢の市民達が地域でのコミュニティづくり、共生社会づくりに身を投じている。外国籍市民に対しても同様で、地域では、多くの市民が彼らと同じ「市民」として受け入れようとしている。こうした動きに応え、市政への参政権を通じて外国籍市民を文字通りの「市民」として受け入れることが草加市議会では、「定住外国人の地方参政権を付与する特別立法に関する意見	埼玉県	埼玉県草加市	国境を超えた市民共生特区	市内に81ヶ国、4,700人の外国籍市民が生活する今日、草加市の国際交流は、地域での交流・共生を目指す市民の取組みへと広がっており、市役所内では8カ国語を駆使するボランティア市民が外国籍市民、特に子供達を地域や学校に溶け込ませる活動を推進している。語学の「協学」や「上野学園」を擁し「国際ハーフフェスティバル」を毎年共催するなど、教育・文化芸術分野での国際性を特色とする草加市では、全国に先駆けて平成4年に外国籍市民を一般行政職員として採用し、本年4月に「人権共生課」を設置するなど、国籍、性別などによる差別のないまちづくりに積極的に取り組んでおり、更なる市民共生を目指すものである。
1212	12121020	外国籍市民の住民票記載	外国籍市民を住民票に記載する	外国籍市民を住民票に記載する	地方自治法に定める「住民」の定義に従い、外国籍市民も日本人と同様に住民票に記載することにより、外国籍市民やその混合世帯に生じがちな不利益を解消し、人権共生社会づくりを進める。 地方自治法第10条は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」とし、かつ「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」としている。 しかしその一方で、住民基本台帳法第39条は、「この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については適用しない」とし、同法の外国籍住民への適用を除外している。自治法が住民としての資格要件に国籍を問うていないにもかかわらず、基本台帳法を通じて外国籍市民を事実上「住民」の枠外に置くこの取扱いは、直接、間接に、外国籍市民への様々な差別的な事象につながり、地域からの国際化を妨げる要因ともなっている。 外国籍市民と結婚した日本人の家庭では、外国籍市民の配偶者が家族とともに住民票に記載されない。このため同一世帯の証明を必要とする場合、住民票の写しのほかに「外国人登録原票記載事項証明書」を提出する必要がある。このため、次のような問題が生じている。 外国籍市民の妻が日本人の夫の預金をおろしに銀行へ行った時、住民票の記載がないために断られる。 そのほか、様々なケースでの書類審査で間違いから不利な扱いを受ける。 子供が学校などに住民票に関する書類を届ける場合、片親家庭と勘違いされる。 配偶者がいるのに独身者と思われ、結婚相談内等が送られてくる。 家を借りようとする場合、住民票記載がないため同棲と見なされるなど様々な誤解を受ける。 外国籍市民が増加する今日、彼らとその家族が地域で共生して行くことは、本人達のみならず、健全なコミュニティづくり、安全、安心なまちづくりの基本である。草加市では地域からの国際化に市民をあげて取り組んでいるところであり、地方自治法の原点に立ち、外国籍市民を「住民」として位置づけ、これを住民票に記載していきたい。 具体的には、本人からの申し出を受けた上で住民票への記載を行うものとし、かつ外国籍市民が記載された住民票の写しの請求者については、本人及びその家族に限定するものとして、外国人登録法に基づく登録原票の開示等の取扱いとの均衡を保ちたい。	埼玉県	埼玉県草加市	国境を超えた市民共生特区	市内に81ヶ国、4,700人の外国籍市民が生活する今日、草加市の国際交流は、地域での交流・共生を目指す市民の取組みへと広がっており、市役所内では8カ国語を駆使するボランティア市民が外国籍市民、特に子供達を地域や学校に溶け込ませる活動を推進している。語学の「協学」や「上野学園」を擁し「国際ハーフフェスティバル」を毎年共催するなど、教育・文化芸術分野での国際性を特色とする草加市では、全国に先駆けて平成4年に外国籍市民を一般行政職員として採用し、本年4月に「人権共生課」を設置するなど、国籍、性別などによる差別のないまちづくりに積極的に取り組んでおり、更なる市民共生を目指すものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1213	12131010	市役所で郵便切手が買える	郵便切手や官製はがきを市職員が職務時間中に公務の一環として売る	市民の視点、その利便性を優先して、行政サービスを総合的に提供していくため、その一環として市役所における市職員による郵便切手・官製はがきの販売を実現し、市町村行政の第一線となる窓口サービスの充実をはかる	草加市では、「市役所で切手を販売して欲しい」との要望が多いため、切手、はがきなどを販売できる「郵便切手類販売所」の受託ができるよう、平成15年11月から草加郵便局と協議を行っている。簡易郵便局を地方公共団体がやっている例があり、受託を禁止する法律もないことや、市町村で埼玉県証紙の販売を行っていることを説明しつつ協議を続けてきた。 これを受けて、同郵便局では、郵政公社の関東支社、さらに本社に照会し、本社から総務省行政課に照会したところ、平成16年4月、「地方自治法の趣旨から地方公共団体は受託者になれない。」との回答があった。 しかしながら、特区提案を通じてコンビニエンスストアで納税が可能となるなど、市民の利便向上が図られつつある一方で、市役所のみが市民の利便要求に応えることができないことは、問題が多い。まして、切手類は、市町村が提供するサービスとの関連で必要となるものであり、これを扱わないことは、市民から見れば「不親切で配慮の行き届かないお役所仕事」と映る。多忙な市民が、窓口で書類を受け取り、即座にこれを郵送したいとき、わざわざ切手を別の場所に買いに行かなくてはならないというのは、いかにも不便であり、不親切と思われる。 市民の視点、その利便性を優先して、行政サービスを総合的に提供していくため、その一環としての郵便切手類の取扱いを実現し、市町村行政の第一線となる窓口サービスの充実をはかりたい。もとよりこの提案は、行政サービスの向上を目的とするものであり、他の様々な商品販売を行うものではない。	埼玉県	埼玉県草加市	便利で安心、信頼の窓口サービス推進特区	草加市は「市役所を変える」ことを基本構想の柱とし、市民サービス業としての自覚に基づき業務改革、職員意識改革を推進している。特に窓口業務においては、戸籍・住民票に始まり、税・保険・福祉関連、さらに苦情受付に至るまで、一連のサービスに迅速、的確、かつ誠実な対応ができるよう、窓口の総合化や職員の接遇等訓練に取り組んでいる。こうした中で、情報化が進む中で新たな問題も起きており、サービス度、信頼度向上に向けては、なお、様々な課題がある。これらを改革・改善し、「市役所が変わった」という評価を高めることを通じて、市民と行政が信頼によってつながる「パートナーシップ」の自治行政を推進して行こうとするものである。
1213	12131020	住民個人情報の保護(住民基本台帳閲覧制限)	草加市においては、条例により「本人の申出があった場合に」閲覧制限できるものとする。	草加市においては住民基本台帳法第12条の規定に関わらず、条例により、本人からの申出があった場合において住民票の閲覧をさせないことができるものとする。これにより、市民の安心・安全性を高めるほか、草加市の住民情報保護に対する市民の信頼を向上させる。	地域で、DV、ストーカー行為をはじめ、匿名でのいやがらせ・脅迫電話や迷惑DMなどが増加している。現に被害を受けている市民はもとより、被害が切迫していると感じている市民、さらに日常的に不安を感じ、また迷惑と感じている市民の多くが、切実に「個人情報の保護」を求めている。 この点について総務省は、DV及びストーカー行為等の「被害者」を対象に、本人または所定の代理人の申出により、警察等の意見を聴いた上で、一定の期間閲覧制限を可能とする旨の制度改革を行うとのことである。 しかし、地域で日々現実に発生しているこれらの行為は、被害者または被害を受けそうな状況に置かれている市民にとって、第三者に語りたくない、若しくは語れないものが多い。また当然のことながら、これらの多くのケースは、被害が起きてからではなく、被害が予想される時点で未然の対応が求められる。 これらの問題が、必ずしも住民票の公開に起因するものでないことは言うまでもない。しかし、現在の住民票閲覧制度が、こうした深刻な問題に直面している市民のほか、様々な理由から自らの氏名や住所、家族構成等を第三者に知られたくないとする多くの市民の願いに応えられるものになっていないことは否定できない。現実には、住民票データは、「名簿屋」と俗称される業者などによって商品化され、流通しているといわれているのである。 情報化が進む中で、市民の個人情報保護への関心は著しく高まっている。かたや、国、地方を含め、行政全体として住民情報のIT化、ネットワーク化を推進している中で、この面での国の取組みは遅く、かつ直近の改正においてもなお、現場で市民の信頼を得て行くには不十分といわざるを得ない。 このことから、草加市においては、条例により「本人の申出があった場合に」閲覧制限できるものとし、この面での市民の安心と安全、行政への信頼を高めようとするものである。	埼玉県	埼玉県草加市	便利で安心、信頼の窓口サービス推進特区	草加市は「市役所を変える」ことを基本構想の柱とし、市民サービス業としての自覚に基づき業務改革、職員意識改革を推進している。特に窓口業務においては、戸籍・住民票に始まり、税・保険・福祉関連、さらに苦情受付に至るまで、一連のサービスに迅速、的確、かつ誠実な対応ができるよう、窓口の総合化や職員の接遇等訓練に取り組んでいる。こうした中で、情報化が進む中で新たな問題も起きており、サービス度、信頼度向上に向けては、なお、様々な課題がある。これらを改革・改善し、「市役所が変わった」という評価を高めることを通じて、市民と行政が信頼によってつながる「パートナーシップ」の自治行政を推進して行こうとするものである。
1213	12131030	個人情報漏洩への罰則強化	「法人」に限定して、個人情報漏洩等に対する罰則を強化したい。具体的には、条例により、市民の個人情報を取り扱う業務を受託する法人等に対する罰金の上限を2億円に引き上げる。	「法人」に限定して、個人情報漏洩等に対する罰則を強化したい。具体的には、条例により、市民の個人情報を取り扱う業務を受託する法人等に対する罰金の上限を2億円に引き上げる。 このことから、特に「法人」に限定して、個人情報漏洩等に対する罰則を強化したい。具体的には、条例により、市民の個人情報を取り扱う業務を受託する法人等に対する罰金の上限を2億円に引き上げたい。 この点について総務省は、罪刑に関する地方の裁量は、憲法に定められた罪刑法定主義の原則から認められないとの見解であるが、憲法の趣旨は、罪状に対する量刑の均衡を意図したものであると思われる。これに対して地方自治法が、一律に罰則上限を課していることは、同じ罪状でも、国の法律と地方の条例とで量刑が異なる(地方が軽くなる)という問題を生んでいる。このことからすれば、量刑の均衡を逸脱しない範囲において、地方公共団体が一定の裁量を持つことは、必ずしも憲法が禁止するものではなく、むしろ法のもとでの平等という罪刑法定主義の理念に沿うものと思われる。 個人情報の取扱いについて、市民と行政との緊張関係の接点に置かれているのは市町村である。ここにおいて決然とその保護に取り組むことの意義は大きい。ぜひ、その実現をはかりたい。	草加市はもとより、全国の自治体で、税、住民基本台帳、保健福祉等、市民の個人情報を取り扱う事務処理の多くがIT化され、またその多くが民間情報処理会社等に委託されている。加えて、住民基本台帳データのネットワーク化やL G W A Nの構築などを通じて、大量の個人情報がインライン化されている。これらの情報処理に幾重にもセキュリティ対策が講じられていることはもちろんであるが、技術面でのカバーにも自ずと限界があることは、民間で多発する個人情報漏洩等事件からも明らかと言わなければならない。 しかし、自治体が個人情報漏洩を未然に防止、若しくは抑止しようとする場合、現行では、法令に特別の定めがないため、地方自治法第14条3項の罰則上限規制により、罰金を百万円以下としなければならない。抑止力とするには余りにも少額である。 草加市は、平成12年に個人情報保護条例を制定し、その際、個人情報の不正記録をした者のほか、不正記録媒体を譲り受け、または保持、譲渡した者も一部罰則対象とするなど、全国に先駆けた厳しい罰則規定を設けた。しかし、昨今の情報漏洩等の諸事件が組織化されたものが多いことや、個人情報保護に対する行政への信頼の揺らぎなどに対応して、これをさらに強化する必要があると考えるものである。 このことから、特に「法人」に限定して、個人情報漏洩等に対する罰則を強化したい。具体的には、条例により、市民の個人情報を取り扱う業務を受託する法人等に対する罰金の上限を2億円に引き上げたい。 この点について総務省は、罪刑に関する地方の裁量は、憲法に定められた罪刑法定主義の原則から認められないとの見解であるが、憲法の趣旨は、罪状に対する量刑の均衡を意図したものであると思われる。これに対して地方自治法が、一律に罰則上限を課していることは、同じ罪状でも、国の法律と地方の条例とで量刑が異なる(地方が軽くなる)という問題を生んでいる。このことからすれば、量刑の均衡を逸脱しない範囲において、地方公共団体が一定の裁量を持つことは、必ずしも憲法が禁止するものではなく、むしろ法のもとでの平等という罪刑法定主義の理念に沿うものと思われる。 個人情報の取扱いについて、市民と行政との緊張関係の接点に置かれているのは市町村である。ここにおいて決然とその保護に取り組むことの意義は大きい。ぜひ、その実現をはかりたい。	埼玉県	埼玉県草加市	便利で安心、信頼の窓口サービス推進特区	草加市は「市役所を変える」ことを基本構想の柱とし、市民サービス業としての自覚に基づき業務改革、職員意識改革を推進している。特に窓口業務においては、戸籍・住民票に始まり、税・保険・福祉関連、さらに苦情受付に至るまで、一連のサービスに迅速、的確、かつ誠実な対応ができるよう、窓口の総合化や職員の接遇等訓練に取り組んでいる。こうした中で、情報化が進む中で新たな問題も起きており、サービス度、信頼度向上に向けては、なお、様々な課題がある。これらを改革・改善し、「市役所が変わった」という評価を高めることを通じて、市民と行政が信頼によってつながる「パートナーシップ」の自治行政を推進して行こうとするものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1214	12141020	年度区分による「契約行為」規制緩和	総務省は、地方公共団体の入札公告手続き等、契約に至る事前準備は「予算執行」の範囲に含めるものとしているが、一連の契約前手続きを「予算執行」とみなす規制を改める。具体的には、「予算執行」の対象を純粋な「契約」に限定することによって、入札等の契約前手続きを年度開始前に行えるようにする。	地方公共団体が発注する事業全体が、年度区分に左右されることなく、より円滑に、かつ競争性と透明性の高いものとして推進できるよう、また、予算審議を形骸化させかねない債務負担行為に依存することなく工事発注の平準化を図る。	<p>単年度主義会計のもとで、継続的な事務・事業に関わる契約行為は、とすれば年度当初からの円滑な事務・事業推進を優先せざるを得ないことから、契約手続きに透明性や競争性を欠きがちな面がある。また、工事等については、年度当初に入札手続を開始するため工事発注がずれ込み、とすれば「葉境期」と言われる工事空白期を生み出す。これらの問題の解決をはかるため、入札等、契約前の事前手続きを年度開始前に行えるよう、規制緩和を求めるものである。</p> <p>総務省は、入札の着手は「予算執行」の範囲に含めるものとしている。これにより様々な不都合が生じている。</p> <p>第一に、市町村行政は市民に対して休止することなく提供すべき事業を多く抱えているが、これらの事業も、事前に債務負担行為を設定しなければ、年度開始前に入札等の契約前手続きをすることができない。このため、年度前に「契約行為に属さない」とされる「見積り合せ」等を行い、年度当初に契約締結している。本来、契約上の透明性と競争性を高めるためには、競争入札によることが望ましいが、年度当初からの円滑な業務実施を優先せざるを得ないため、こうした次善策を採っている。この点に関して、総務省では「長期継続契約の対象にOA機器のリース契約を含める法改正を予定」しているとのことであるが、これは局部的な対応の域を超えるものではない。長期継続契約は、公共契約の透明性、競争性を担保する上で、強く限定すべきだからである。</p> <p>また総務省は、長期継続契約が好ましくないものについて「年度前に債務負担行為を設定すればよい」とする。しかし、債務負担行為は、あくまで各年度の歳入歳出予算の例外として、予算承認に先立って議会の議決を得るものである。毎年度の定例的な事務事業の執行予算の多くをこれに依ることは、予算審議の形骸化につながるのと指摘もあり、多用は好ましくない。</p> <p>第二に、公共工事発注についての問題がある。季節による工事の整備の差をなくするため、工事発注の平準化が求められているが、現行の契約規制のもとでは、その実現は債務負担行為に依らざるを得ない。当市もこれを活用しているが、その多用は、上記同様、予算審議の形骸化を招くとの指摘につながり、自ずと限界がある。</p> <p>従って、この問題の改善には、一連の契約前手続きを「予算執行」とみなす規制の緩和が不可欠と思われる。具体的には、「予算執行」の対象を純粋な「契約」に限定することによって、入札等の契約前手続きを年度開始前に行えるようにしたい。入札等、一連の「契約前手続き」について予算成立と連動し、地方公共団体が発注する事業全体が、より円滑に、かつ競争性と透明性の高いものとする。</p>	埼玉県	埼玉県草加市	頑張る自治体 生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体 生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通して、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民 納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。
1211	12111020	早期完成を支援する弾力的補助金運用(特区)	学校建設に係る継続費の単年度出来高精算方式を廃止し、契約ベースでの支払い方式(着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払い方式)を認める。	学校建設に関して、単年度会計原則のゆえに工事等の進捗がはかれないという現状を改善し、子供達が一刻も早く新校舎で勉強したいという思いに応える。	<p>子供達はもとより、保護者や教師にとっても、新しい校舎の一刻も早い完成を待ち望む思いは強い。しかし現実には、学校建設、特に老朽校舎等の建替えは、完成に至るまで多くの年数を要する。新校舎で学べると思っていた子供達の期待に反し、完成時には卒業してしまうなどのケースも少なくない。</p> <p>この点を少しでも改善する上で、工事着手後の工期短縮が求められるが、現行の国の補助制度と継続費の精算制度が重なり、思うように工事進捗がはかれないケースが多い。</p> <p>具体的には、2カ年にわたる学校建設事業の場合、文部科学省は、原則初年度4割、次年度6割と国庫補助金の支出割合を固定している。地方債の枠もこれに連動しており、自ずと初年度の予算額は全体の4割となる。なおかつ、現行予算制度上、各年度の支払いは、当該年度の出来高によるため、工事出来高そのものを4割に合わせる必要がある。不足の場合は繰越手続きが可能であるが、4割を超えて施工することはできない。</p> <p>複数年にまたがる事業を円滑に推進して行く上で、継続費制度は必要不可欠のものであるが、その運用は、上記のように工事等実績(出来高)に基づく単年度精算主義の会計原理に縛られている。このため、初年度に工事が進捗しても、そのペースを落として4割にとどめ、6割を翌年度に回さざるを得ないこととなる。新校舎の完成は、現場工事の事情ではなく、国庫補助制度と予算制度によって制約されてしまう。そのことが一刻も早い完成という期待に応えられない理由のひとつとなっていることは、市民にとって、理解の範囲を超えたものである。</p> <p>こうした制約を取り除くため、国庫補助制度と予算制度の双方を改善する必要がある。具体的には、年度ごとの国庫補助金や地方債の枠に関わりなく工事を進めることが可能な制度づくりが求められる。そのためのメニューとして、継続費の単年度出来高精算方式を廃止し、契約ベースでの支払い方式(着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払い方式)を認める。これに連動して、国庫補助金を年度ごとの出来高支払方式から仮払い精算方式、若しくは一括後払い方式とする。</p> <p>後払い方式とする場合は、地方独自の資金手当てが可能となるよう、年度をまたがる「つなぎ地方債制度」を導入する、などが考えられる。</p> <p>これらの方策により、単年度会計原則のゆえに工事等の進捗がはかれないという現状を改善し、子供達が一刻も早く新校舎で勉強したいという思いに応えたい。</p>	埼玉県	埼玉県草加市	ふるさと学び舎 再生プロジェクト	学校は市民全体の大切な心のふるさとであり、かけがえのない共同財産である。草加市は、高度成長期に人口が激増し、多くの義務教育施設を建設したが、今や、多くの校舎等が傷み、構造的な劣化が進み、災害時の危険性が増し、早急な建替え 機能更新を必要としている。義務教育施設の整備は、行政が負う最も基本的な責務であり、本市では、これを最優先課題として実施して行く方針であるが、単なる「箱物」としてでなく、また市民全体に開放され、愛される「ふるさと学び舎」として整備して行きたい。地域づくり、国づくりの原点とも言うべきこの「学び舎」再生に向けて国をあげた支援を求め、基礎からの地域再生を図ろうとするものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1214	12141010	継続費制度の活用と弾力運用	継続費について次の改善を提案する。 各年度ごとの出来高精算方式を廃止し、着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払いとする。 同時に、国は地方への補助事業に対する単年度優先主義を改め、継続事業の活用に道を広げる。 同時に、国は地方への補助事業に対する単年度優先主義を改め、継続事業の活用に道を広げる。	継続費について次の改善を提案する。 各年度ごとの出来高精算方式を廃止し、着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払いとする。 同時に、国は地方への補助事業に対する単年度優先主義を改め、継続事業の活用に道を広げる。このことにより、 ア 出来高確認と実績報告、補助金精算等の事務、労力負担を削減でき、 イ 工事期間を短縮でき、工事費を節減でき、 ウ 請負業者も一貫施工により士気、施工効率を高められ、市民、行政、施工業者それぞれがメリットを享受する。	複数年にまたがる事業を円滑に推進して行く上で、継続費は必要不可欠のものであるが、その運用は、実績に基づく単年度精算主義の会計原理に縛られ、非効率かつ不都合なものとなっている。また国庫補助事業の場合、これに様々な制約が加わり、活用しにくいものとなっている。 第一に、一般的に国庫補助対象事業については、一つの工種ごとの工事期間が12カ月を超えるもの以外は継続事業と認められない。このため、工期、経費、工事精度等から一体的な施工が好ましいものであっても、工種ごとに単年度工事に分けて発注している。橋梁工事を例に取れば、下部工事、上部工事、取付道路工事をそれぞれ単年度ごとに契約、発注することとなる。一括発注できれば2年以内で完了する工事に、3年を費やすこととなり、結果的に工事休止期間が生まれ、施工効率も低下する。また単年度毎の工事分割により、設計額3億円規模の橋梁工事で、少なくとも5%以上コスト高となる。 第二に、継続事業の承認を受けた場合でも、各年度ごとの補助申請や精算が単年度ベースで行われるため、申請書の作成から出来高確認のための現場作業や調査作成、精算事務、これに付帯する実績報告書作成等、発注者、請負業者、さらに補助金を支出する国、中継する県それぞれに負担がかかり、出来高と補助事業費との整合(数値合せ)にも悪影響することとなる。草加市では、学校建設事業における補助・起債申請、継続費精算等事務に携わる職員の直接人件費だけで5百万円近くかかる。 第三に、このように各年度の予算枠に工事実績額を合わせる必要があるため、円滑な施工が図りにくい。例えば2カ年にわたる学校建設事業の場合、一般的に文部科学省は初年度40%、次年度60%と年度割合を指定している。このため、初年度工事が順調に進んでも、6割分は次年度工事に回さざるを得ず、一刻も早い完成という子供達の期待に応えにくい。 以上のことから、継続費について次の改善を提案する。 各年度ごとの出来高精算方式を廃止し、着手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払いとする。 同時に、国は地方への補助事業に対する単年度優先主義を改め、継続事業の活用に道を広げる。このことにより、 ア 出来高確認と実績報告、補助金精算等の事務、労力負担を削減でき、 イ 工事期間を短縮でき、工事費を節減でき、 ウ 請負業者も一貫施工により士気、施工効率を高められ、市民、行政、施工業者それぞれがメリットを享受できる。	埼玉県	埼玉県草加市	頑張る自治体 生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体 生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通して、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。
1518	15181040	予算単年度主義の廃止	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第208条を「市町村の条例で定める。」に改正し、同法第210条に「又は条例の定めるところにより、一会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に編入しなければならない。」を加え、同法第211条第2項中「政令で定める」を「条例で定める」に改め、同法第212条及び第213条を削り、同法第214条中「、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか」を削り、同法第215条、第216条、第220条及び第233条中「」を「市町村の条例で定める」に改める。	歳入の総額を抑制し、長期的な視点に立った政策的な予算配分を行う。	国では、既に特定分野で複数年度予算を試行しているが、経済財政諮問会議で複数年度予算の「モデル事業」の実施を全府省に拡大する旨が示された。この趣旨は、債務負担行為や繰越明許費制度の活用とは異なる本来的な複数年度予算制度の導入を示したものである。市町村においても、この趣旨を踏まえ、現行の予算単年度主義を複数年度予算に転換することにより、例えば、単年度で1000万円要する委託業を3年間継続すると、3000万円の委託料が必要となるが、当初から3年間契約することにより、共通経費の削減などのメリットが生じ、歳入の総額を抑制することが可能となる。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の配置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1214	12141050	非常勤嘱託員に特別徴税員資格を付与	市長が特に認めた非常勤嘱託員に「特別徴税員」資格を付与し、徴税員としての権限のうち「質問検査権」の発出を可能とする。これによって、常勤職員に依らずとも法に基づく賦課徴収事務が可能となる体制をつくり、市税等収納活動の生産性向上をはかるものである。	経験、知識、士気等を有する非常勤嘱託員の中から、市長が特に認めた者に「特別徴税員」資格を付与し、徴税員としての権限のうち「質問検査権」同法329条による「督促状の発出」を可能とする。これによって、常勤職員に依らずとも法に基づく賦課徴収事務が可能となる体制をつくり、市税等収納活動の生産性向上をはかるものである。	草加市では、市税等収納率の向上をはかるため、部長級職員を「収納向上対策特命理事」とし、主査級職員以上による継続的な臨戸収納活動などを推進している。この取組みとあわせて、市がかねてから導入している市税等徴収補助員制度に基づく徴収補助員にも徴税員資格を付することで、専門性や経験を生かした収納活動を促進し、効果的な収納活動を進めたい。しかし、市税等の賦課徴収事務を行う者は、地方税法第1条の規定により「市町村長若しくはその委任を受けた市町村長」とされ、市町村の常勤職員であることが求められている。草加市では、賦課徴収事務を効果的に推進するため、昭和61年10月から徴収補助員制度を導入している。徴収補助員は非常勤嘱託員であるが、専門知識や経験を豊富に持つ者もあり、意欲的な活動を行っている。しかし徴税員資格を持たないため、法に基づく質問検査、督促状発出、滞処処分等の権限を持たず、あくまでも「集金人」としての活動に限定されている。 そこで、この徴収補助員を含む非常勤嘱託員で、経験、知識、士気等を有し、市長が特に認めた者を「特別徴税員」とし、徴税員としての権限のうち「質問検査権」同法329条による「督促状の発出」を可能としたい。これによって、常勤職員に依らずとも法に基づく賦課徴収事務が可能となる体制をつくり、市税等収納活動の生産性向上をはかるものである。	埼玉県	埼玉県草加市	頑張る自治体 生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体 生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通して、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。
1324	13241010	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除	廃校校舎および校庭、設備等を国立大学法人(東京藝術大学)に対し無償で貸与、または譲渡するため、地域再生区域においては、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定を除外したい。	国立大学法人(東京藝術大学)に対し、学校校舎および土地を無償で貸与、または譲渡し、区内初の高等教育機関である大学を誘致する。誘致に当たっては廃校校舎をリファインし、大学の使用に耐える施設に改修、または増築を行っていく。	足立区は高校・大学への進学率が23区最低の水準にあり、中学2年生の学力も東京都49市区で47番目という結果がでた。これには様々な要因があるが、大学・短大などの高等教育・研究機関がないという学習環境の不十分さも一因である。高等教育・研究機関を誘致し、区民の教育力・文化力の向上と、産官学民の連携による地域の活力の向上をめざす。また、文化産業・芸術副都心構想では千住地域を、新しい文化芸術を創出するまちを目指すとして位置づけている。今後建設される文化・芸術関連施設と、千住の地域資源を有効に活用し融合させ、文化産業の集積をうながし、新しいまちを創出していく。現在、国立大学法人である東京藝術大学から音楽学部の一部進出の打診があり、区にとっては千載一遇の好機である。予算措置のない大学側の要望もあり、廃校校舎および校庭、設備等を無償で貸与、または譲渡し誘致する。このため、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定を除外したい。	東京都	東京都足立区	アートテクノロジー新都市計画	産学協働から生み出される、新技術とアートとアイデアの融合により、創造性の高い新産業を創出し、区内産業と地域の活性化をめざす。廃止校舎等既存ストックを活用して研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と東京藝術大学等区内製造業が連携協働して、地域再生を実現する。これにより、区内製造業においては、受注機会の創出はもとより、付加価値を付した自社製品の開発が可能となる。結果、製造業が活力となり、雇用や起業が促進され、波及効果との相乗により、区内経済全体が活性化される。区が主体となり、対象は千住地域を中心とした足立区全域とする。学校転用に伴う規制緩和や資金調達支援などが必要である。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5135	51350001	地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出制限の緩和	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項により制限されている地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出について、地方公共団体からの要請に基づき、国立大学法人が新たに学部又は学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体が国立大学法人に寄附金等を支出することを認める。	地方公共団体からの要請に基づき、国立大学法人が新たな学部又は学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体から国立大学法人へ寄附金等を支出する。これにより、新たな学部又は学科の設置が容易になり、人材の育成輩出、生涯学習機会の充実、産学官連携による地域経済活性化、学生の増加による地域活性化など、地域発展に極めて大きな効果が期待される。また、高等教育の地域間格差の改善にも資することが期待される。	これまで、私立大学の設置に際しては、地方公共団体から財政的支援等が積極的に行われているが、国立大学に対してはこうした支援が認められていない。本規制が緩和されれば、大学設置を目指す地方公共団体においては、設置手法の選択肢が増えることとなり、地域特性をより一層踏まえた設置形態の選択が可能になる。		地方公共団体		
1366	13661040	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う法人税、不動産取得税、都市計画税、住民税、事業所税等の特例」	外国大学日本分校は学校法人が運営する学校でないため、法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、住民税、事業所税などの優遇措置が適用されていない。優遇措置を受けるためには、日本の学校として学校法人設立の条件を満たして認可を受け、さらに大学設置基準に従い設置認可を受けなければならない。しかし外国大学の日本分校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則していない。そこで、外国大学の日本分校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認定を文部科学省が行う。それをうけて、財務省は、学校教育法第一条の学校に対してとられる法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、住民税、事業所税などに係る優遇措置を、大学に準ずる「外国の大学」に対しても特例として行う。	租税上の優遇措置が適用されることにより、学生および大学の経済的負担が著しく軽減され、その財源をよりよい教育を提供するための投資に役立てることが可能になる。具体的な例として、現在計画されている新キャンパス建設(添付資料2「テンプル教育センター計画」参照)の実現が可能となり、地域の国際社会におけるコミュニティセンター的な要素の強い同キャンパスが建設されることにより、地域のさらなる国際化と経済活性化に直結する。	テンプル大学ジャパンは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかし、大学間の競争が激化する中、他の大学にある優遇措置がいずれも適応されない現状のまま、質の高い国際高等教育を提供し続け、大学として成長することは極めて困難である。税制の負担は唯一の収入源である学費に課せられ、学生の負担となっている。高額な学費は学生募集における大きな障害となるもので、日本の大学とのイコールフットingの観点からも外国大学日本分校に対する課税は不合理と考える。経済基盤をしっかりと築き、日本における外国大学のモデルケースとして成功するために、各種租税に関する優遇措置の適用が必要である。文部科学省が何らかの基準により外国大学日本分校を大学に準ずると公的に認めた場合、その教育の質が保証されるものであり、優遇措置の適用に値するものとする。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本分校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままだ、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1379	13791010	地方財政法第27条の2の規制緩和	国や都道府県などが整備する道路について、市町村が望めば市町村の財源を当該事業に投入することができるようにする。	京都市内と京都府北部をつなぐ道路として整備が進められている京都縦貫自動車道や日本海側で整備が進められている鳥取・豊岡・宮津自動車道へ市町村の財源を投入して工期の短縮や早期完成をめざす。京都縦貫自動車道が完成し京都市内から宮津市までがつながると、未整備時に3時間を要していた丹後から京都市内までの移動時間が約半分になると推測され、商品の配送時間が短縮されることから企業や大型商業店の進出が見込まれる。住民にとっては雇用の拡大につながり、買い物や通学通学の範囲が広がることにより、若年等を中心とした定住化の促進につながると考えられる。また、京都縦貫自動車道や舞鶴自動車道などを利用する観光周遊ルートの確立で観光客等の増加、都市部との交流促進に期待が寄せられる。	従来、国及び都道府県が実施する広域道路建設は、それぞれの整備計画に基づいて行われるものであり、それは計画沿線の住民の願いが形となって表れているものである。しかし、道路建設はその法線や用地問題など、事業実施まではかなり年数を要し、巨額の事業費が伴い、またたくさんの計画本数となっている。それゆえに特定計画のみに予算投入することができないので、予算計画範囲内での事業計画とならざるをえないところがある。今回の特区申請による地方財政法の緩和措置により、地域住民が1日でも早い完成を願い住民の意思に基づき市町村が事業費を負担して計画工期の短縮や早期完成を図ることができるようにするもの。	京都府	京丹後市	市民参加による幹線道路整備促進構想～みんなの道路。つくてほしーからみんなであつこうハ～	国・府が整備する広域道路建設については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村が望む場合は市町村の財源を広域道路建設に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる道路の工期短縮、早期完成をめざし、市域及び道路周辺部の振興・発展を図る。また、合併特例債の有効活用と可能性を考え、合併特例債による調達資金を合併特例事業として広域道路建設の事業主体に貸付けることを可能とする。
1449	14491010	合併後の地域自治組織への戸籍管掌、外国人登録手続事務の継続、及び社会福祉協議会の設置の権限等の付与	合併・政令指定都市移行を目指す本地域において、本市区域は一つの行政区になることが予定されている。行政区においては、戸籍管掌、外国人登録手続事務、及び社会福祉協議会の設置、についてその権限が与えられるが、合併後から政令指定都市移行までの期間は一時的にその権限を失い、事務の統一をせざるを得ない。合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すために、合併後から政令指定都市移行の期間、地域自治組織へ前述の政令指定都市行政区の権限等を付与することができるような特例措置を求めるものである。	合併後から政令指定都市移行までの期間において、地域自治組織が戸籍管掌、外国人登録の手続及び社会福祉協議会の設置等の政令指定都市行政区の権限を付与されることにより、事務統一に係る無駄なコストを抑えるとともに、住民生活にとって重要である、戸籍、外国人登録及び社会福祉協議会について、住民の混乱を防ぎ、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すものである。	0	静岡県	地方公共団体	スムーズ合併・政令指定都市移行事務特区構想	本提案は、政令指定都市移行を目指す地域において、合併後の地域自治組織が政令指定都市移行までの期間、戸籍管掌など行政区に与えられる権限を持つことができる特例措置を求めるものである。政令指定都市の行政区が持つ、戸籍管掌、外国人登録手続事務、地区社会福祉協議会の設置、の権限等は、住民生活にとって重要な事務である。地域自治組織が政令指定都市移行までの期間、これらの権限を維持することにより、合併に係る住民の混乱や無駄なコストを削減し、合併・政令指定都市移行がスムーズに行われることを目的とする。
1463	14631010	市町村財政自立特区	市町村が地方財政法に基づき、交付税措置のない民間資金で地方債を起す場合、県の関与(許可、同意)を不要とする。	市町村が予算を編成するに当たって地方債が必要と判断し、「交付税措置のない民間資金債」の場合は、知事は関与せず、議会の了解の下に市町村が自主的に起債するものとする。市町村は予算に起債の目的、限度額、利率・償還方法等(地方自治法に規定)と「交付税措置のない民間資金債」であることを明示した上で議決を得ること。	<目的> 市町村の地方債は知事が許可しているが、市町村が地方債を起すに当たり、県の関与を一定の範囲で廃止し、市町村が自主的な判断の下で起債することとし、市町村の財政運営の自主性を高めるとともに市町村財政の健全化を図る。 <改革の効果> 市町村の自立 市町村が予算編成に当たって「交付税措置のない民間資金債」であれば、知事の関与を受けることなく自由に起債することとし、起債による後年度負担等財政運営について市町村の自己責任に委ねることにより、市町村の財政運営上の自立と財政の健全化を図る。 事務の簡素化 知事の関与を廃止することにより、県・市町村の事務の簡素化に資す	鳥取県	鳥取県	市町村財政自立特区	現在、地方財政法に基づき、市町村が地方債を起すためには知事の許可が必要(平成18年度以降は協議)となっているが、県は市町村の財政運営を管理監督できないため、市町村は起債も含め自己責任で自主的に財政運営を行う必要がある。このため、市町村が起債を起すに当たり、起債の一部<交付税措置のない民間資金債の場合>について、知事の関与(許可、協議)を廃止し、市町村の財政運営の自主性を高めるとともに市町村財政の健全化を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1464	14641010	監査委員定数自由化特区	一律に定められている監査委員の総定数及び構成を条例で定めることとする。(議員のうちから選任する監査委員の定数は、1人以上で総定数の半数以下の範囲内とする。)	監査委員の総定数及び議員のうちから選任する監査委員の定数を条例で定めることにより、監査委員の数を増やして、広範化する行政へのチェック機能を充実・強化する。	現在、都道府県においては、監査委員の総定数は4人、議員のうちから選任する監査委員の定数は2人または1名と定められている。地方分権が進展する中で、地域住民のニーズも多様化し、地方公共団体が対応する行政分野も広範化してきており、行財政運営に対するチェック機能を持つ監査制度の役割がますます重要になってきているが、法の規定上、監査委員の数を増やすことはできない。 そこで監査委員の総数及び議員のうちから選任する監査委員の定数を条例で定めることにより、監査委員の数を増やすことが可能となり、これまで以上に行政へのチェック機能の充実・強化が図られる。	鳥取県	鳥取県	監査委員定数自由化特区	地方分権が進展する中で、地方公共団体の役割と責任が高まってきているとともに、地域住民のニーズも多様化しており、それに伴って地方公共団体が対応する行政分野も広範化してきているところであり、監査制度が果たす役割はますます重要になってきている。 そこで、県の監査委員の総定数及び議員のうちから選任する監査委員の定数を条例で定めることができるようにすることにより、県の監査委員の総定数を増やして、広範化した行政分野について、これまで以上にチェック機能の充実・強化を図る。
1494	14941010	政策目的上必要な者と契約を締結するための随意契約要件の拡大	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を超えかつ第2号から第7号の要件に該当しない場合においても、「地域産業の振興、住民福祉の向上その他の政策目的で普通地方公共団体の規則で定めるものを達成するために必要な場合において、当該普通地方公共団体の規則で定める資格を有する者と契約を締結するとき。」に随意契約の方法により契約の内容及び相手方を決定できるよう規定を追加する。	「身体障害者福祉・高齢者福祉の担い手の育成」、「若年者・身体障害者及び高齢者の雇用確保」又は「新産業・中小企業者の育成」といった政策目的を達成するために必要な場合において、これらに取り組む事業所等と物品購入や役務の提供その他の契約を締結する。	本県では、県南部地域の木曾三川流域を中心とした地域が「スイートバレー・情場形成特区」としての認定を受け、規制の特例を積極的に活用しながらIT関連企業と人材の集積に取り組んでいる。また、積極的に障害者を雇用している中小企業や福祉的就労を行っている小規模作業所等から優先的に物品等の調達を行う「ハート購入制度」を実施している。こうした取組みに代表される地域産業の活性化や地域福祉の担い手の育成等を一層推進していくにあたり、国の予算決算及び会計令第99条第1項では、慈善のため設立された救済施設からの物件の買入れ、産業又は開拓事業の保護奨励のための生産物の買入れなど、施策推進上の必要から随意契約によることができる場合を定めているが、地方自治法施行令には同趣旨の規定はない。しかし、調達手続の中にこうした保護育成的な側面をあわせ持たせることは今日の地方公共団体にとってまさに必要とされていることである。そこで、地方公共団体の規則に定める基準及び手続により透明性を確保しつつ、政策目的の達成のために必要な者と契約を締結できるようにする。	岐阜県	岐阜県	政策的随意契約制度	身体障害者福祉・高齢者福祉の担い手の育成、身体障害者及び高齢者の雇用確保、又は「新産業・中小企業者の育成」といった政策目的を達成するために必要な場合において、これらに取り組む事業所等と物品購入や役務の提供その他の契約を締結できるようにする。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める金額基準を超え、かつ当該物品や役務等を提供できる者が特定の者に限定されない場合であっても、随意契約の方法により契約を締結できるよう現在の規定を見直す。
1494	14942010	政策目的上必要な者と契約を締結するための随意契約要件の拡大	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を超えかつ第2号から第7号の要件に該当しない場合においても、「地域産業の振興、住民福祉の向上その他の政策目的で普通地方公共団体の規則で定めるものを達成するために必要な場合において、当該普通地方公共団体の規則で定める資格を有する者と契約を締結するとき。」に随意契約の方法により契約の内容及び相手方を決定できるよう規定を追加する。	「身体障害者福祉・高齢者福祉の担い手の育成」、「若年者・身体障害者及び高齢者の雇用確保」又は「新産業・中小企業者の育成」といった政策目的を達成するために必要な場合において、これらに取り組む事業所等と物品購入や役務の提供その他の契約を締結する。	国の予算決算及び会計令第99条第1項では、慈善のため設立された救済施設からの物件の買入れや、産業又は開拓事業の保護奨励のための生産物の買入れなど、施策推進上の必要から随意契約によることができる場合を定めているが、地方自治法施行令には同趣旨の規定はない。しかし、調達手続の中にこうした保護育成的な側面をあわせ持たせることは今日の地方公共団体にとってまさに必要とされていることである。 そこで、地方公共団体の規則に定める基準及び手続により合理性・透明性を確保しつつ、地域の実情に応じた調達ができるようにする	岐阜県	岐阜県	政策的随意契約制度	身体障害者福祉・高齢者福祉の担い手の育成、身体障害者及び高齢者の雇用確保、又は「新産業・中小企業者の育成」といった政策目的を達成するために必要な場合において、これらに取り組む事業所等と物品購入や役務の提供その他の契約を締結できるようにする。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める金額基準を超え、かつ当該物品や役務等を提供できる者が特定の者に限定されない場合であっても、随意契約の方法により契約を締結できるよう現在の規定を見直す。
1518	15181010	市町村長制の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている市町村長について、地域の実情に応じて、当該普通地方公共団体の議会により行政事務の執行を担当する委員会を組織し、その中から代表者を選出し、その者を当該普通地方公共団体の統括代表者とし、その者が行政事務を執行する。その際、地方自治法上、「普通地方公共団体の長」に適用される行政事務の執行に関する規定は、原則適用されることとする。このため、地方自治法第139条に「市町村は、第2項の規定にかかわらず、市町村長を置かず、当該地方公共団体を統轄し、これを代表するとともに、事務を管理し、及びこれを執行する者として、当該普通地方公共団体の議会の中から選任された代表者をあてることことができる。」との改正を求める。	基礎的自治体の規模に応じて、組織形態を選択できるよう現行制度の弾力化を図り、行政の効率化や執行機関と議会が一体となったまちづくりを展開する。	(財)日本都市センターが全国675都市の首長を対象に行った自治体組織の多様化に関するアンケート調査結果によれば、自治体組織の多様化に向けて制度を改正すべきであるという回答が114件であった。このうち、シティーマネージャー制度を導入すべきであるという意見が36件で、33.2%にも達しており、平成16年5月12日には、地方分権改革推進会議から内閣総理大臣あてに、「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見書」が提出された。その中で、シティーマネージャー制度の導入の可能性について検討すべきであると示された。また、第28次地方制度調査会において審議項目である地方の自主性・自立性の拡大の在り方の中で、長と議会の二元代表制以外の多様な制度の導入が論点となっている。既に、諸外国ではアメリカ、カナダやイギリスでも導入されており、代替措置に示したとおり、住民投票を義務づけることにより住民の意思が反映され、憲法が規定する地方自治の本旨に沿った行政運営が可能となる。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1518	15181020	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。	現在、文部科学大臣の諮問を受け、中央教育審議会で教育制度の見直しについて検討されている。一方、平成16年6月4日に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針2004」において、個別項目として、教育の分野について、平成16年度を目途とする教育委員会の改革が示された。また、地方教育の組織及び運営に関する法律第23条各号に規定する教育委員会の職務権限は、政治的中立性が必要なものもないとは言えないが、政治的中立性は教育以外の分野の市長部局における職務権限の多くにおいても当然に求められるものであり、教育委員会を特別視し、このために独立委員会を設置する理由はない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	11402040	都道府県における各種審議会等の必置規制の見直し	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種付属機関について、設置する地方自治体の運営方針によって任意に設置できるよう各種関係法律等を見直すこと。	今年度、各種審議会等付属機関について、その設置の如何を見直す予定。 法令等による必置規制が廃止されれば、本県の見直しによって設置の有無を決定した審議会等付属機関について、休止、廃止等の手続きを、自主的に行うことが可能となる。	今後、本県においては、審議会等付属機関の見直しを実施することとしており、その設置目的を達成したもの、審議事項が類似・重複しているものについては、廃止を含めた抜本的な見直しを行う予定である。 本来、各種審議会等付属機関については、各地方自治体の自主的な運営方針に基づき、その設置の如何を判断すべきものと考えため、その設置について、各地方自治体の裁量により設置が可能となるよう各関係法令等の諸般の見直しを提案する。 なお、任意設置の場合も、所要の地方財政措置を継続すること。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1518	15181030	基本構想の策定義務の廃止	地方自治法で市町村のみ策定が義務付けられている基本構想を、地域の実情に応じて策定義務を廃止する。	民意を反映しながら、社会経済環境の変化に柔軟に対応した行政運営を展開する。	基本構想は、実態として策定そのものが目的化されており、単に施策の大綱を定めているに過ぎず、例えば、予算の編成作業には直接的な影響はなく、実際の行政運営の指針となりえていない。市町村にのみ義務付けられている基本構想の策定について、選択性とするにより、民意を反映し、現在国が進めている「三位一体の改革」の趣旨を十二分に踏まえ、市町村の自主的判断に基づき、急激な地域経済社会の変動に迅速かつ柔軟に対応しようとするものである。地方自治法に基づく基本構想の策定義務をはじめとする各個別法に基づく計画策定の義務付けは、地方分権の趣旨に逆行するものであり、同じ地方公共団体である都道府県に策定義務がなく、市町村にのみ策定義務を課す理由はない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1518	15181050	地方自治体の随意契約範囲の決定権の自治体への移譲	地方自治法で全国一律に規定されている随意契約の範囲を条例で定めることができるようにする。このため、同法第234条第2項中「政令」を「条例」に改める。	地域の実情に応じて随意契約の範囲を条例で定めることにより、地域経済の活性化を図る。	随意契約の要件を全面的に条例に委ねるのではなく、地方自治法施行令別表第5の1から6までに掲げている契約について、都道府県及び政令により指定された市と指定都市を除く市町村との区分の廃止を求めるものである。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1518	15181080	議会の議決事件の規制緩和	地方自治法で規定されている議決事件のうち、一律に議決対象とされている条例の改正について、地方公共団体の判断が全く働かない事項に係る事項について、議決の対象外とする。このため、同法第96条第1項第1号を「条例を制定し、改正(法律等の制定等に準じた規定の整備その他地方公共団体の裁量の余地がない事項に係る改正を除く。)し、又は廃止すること。」に改める。	上位法の制定等に迅速に対応することにより、議会において真に議論が必要な事案に集中して、迅速かつ効率的に議会運営を進めるとともに、議会の活性化及び政策立案能力の向上を図り、真の地方自治を確立する。	法律に基づき制定している条例は、法律改正の都度、条例を改正する必要が生じるが、地方自治法では、内容の如何にかかわらず、条例の改正については一律に議決対象とされている。そこで、法律の名称変更及び条、項、号の改正に限定した条例の一部改正については、議決機関である議会の判断が働く余地が全くないため、議決事項の対象外とする。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1525	15251010	地方公共団体の一般職の任期付職員の任期の緩和	5年を超えた任期を付し、一般職員の採用を可能とする。	区立中等教育学校の教員について、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」により採用する場合、最低1年の準備期間に加え、生徒の入学時から卒業時までの6年間をあわせた、8年の任期を付し採用を行う。	区立中等教育学校は、校長をはじめとする教員の採用にあたり、民間人も視野に入れつつ、柔軟な発想や企画力を発揮できる人材、また豊富な経験と知識を持った人材を熟慮しています。 千代田区には、企業、大学、私立学校等が多数存在し、そこに集う人々の中には、輝かしい実績を持ち、能力・意欲そして教育にかけける熱意あふれた人材も多数存在しています。本区が区立で初めての中高一貫教育を実施するにあたり、こうした人材を、他の地域にはない千代田区ならではの貴重な教育資産と考え、特別免許状制度も活用しつつ、正規教員として積極的に登用していきたいと考えています。私立学校等を退職した人材を登用することも含め検討しておりますが、たとえ高齢であっても、学校教育に対する情熱にあふれ、その知識と経験を存分に生かして実績をあげている事例は、私立学校や大学において数え切れません。 現行の「任期付法」において、5年の期間に限った職員の採用が可能で、期間後の再任も否定されていないことは理解しております。しかし、現状では、「5年」という制限に阻まれ、本区の意図及び学校教育法に定める「教育を一貫して施す」という目的を達成することはできません。理由として下記の2点があげられます。 6年間生徒が在学する中等教育学校において、教員として確実な成果をあげるためには、最低1年間の準備期間に加え、生徒の入学時から卒業時までの6年間をあわせ、8年間は在職することが必要であると考えています。にも関わらず5年という期限付きの採用では、じっくり腰を据えて生徒の育成に取り組むといった意識に欠けてしまいます。6年間の中高一貫教育のメリットを生かして生徒を育成していく中等教育学校において、初めから8年にわたり在職できることがわかっていれば、生徒指導をはじめとする教育活動に対する教員のモチベーションは非常に高いものとなります。そしてそれは、確実な成果として表われ、生徒もそれを享受できることとなります。 5年という期間では、再任の是非を判断する材料がないということです。6年間の一貫教育では、仮に準備期間を除いたとしても、生徒の入学時から卒業時までの6年間での成果が、評価の判断材料となるものと考えます。現状では、当初から6年間以上の任用を想定した場合、まず「任期5年」で任用し、任期満了時点においてその判断材料がないにも関わらず、再度形式的に任用行為を行うこととなります。これでは、教員のモチベーションが上がらないことに加え、事務が煩雑になるだけで、実質的な意味が伴いません。 学校教育の成否は教員の資質によるところが大ききことは言うまでもないことであり、教ももちろん、「任期付法」により採用した教員については、必要に応じ区教委が研修を実施しその実績について責任を持って検証していきます。なにとぞ、千代田区の事情をご理解いただき「任期付法」に定める任期を8年に緩和していただけるよう提案いたします。	東京都	千代田区	中等教育学校特区	平成18年4月開設予定の千代田区立中等教育学校は、従来の公立学校の殻を打ち破った、斬新な学校運営や教育内容を目指している。企業、大学、私立学校等、千代田区ならではの教育資産を活用し、豊富な経験と知識を持った人材を積極的に教員に登用していきたいと考えている。 例えば定年を超えた教員など必要に応じて「任期付法」による採用も考えているが、その際、中高一貫教育で最大の効果を発揮するには、教員は最低1年の準備期間に加え、生徒の入学時から卒業時までの6年間をあわせ、8年は在職することが必要であると考えている。そのため今「任期付法」に定める5年の任期を8年に緩和できるよう規制の特例措置を求めるものである。
1566	15661020	IT関連・産学連携先端技術研究施設立地承認に伴う地方自治法第2条第4項及び各自治体制定による総合振興整備計画基本構想が総論とする認識において個別案件が審議の対象となる規制緩和措置	上記1(15661010)の加えて立地検討において各自治体における総合振興整備計画基本構想に即した又は整合することが条件とされている弊害を除去し、個別案件に対し時代が求める地域振興策への寄与を判断材料とする審議検討の促進がなされるよう即した又は整合を条件とすることへの緩和措置 (上記1：先端技術IT関連及び産学連携の研究施設は各地で誘致その他の措置により立地承認されています。ついては農業振興整備に関する法律第5条に経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは変更すべしとあり、また同法第13条に計画の変更について定められていますが、農地復元が見込めない放置された未利用農地について周辺整備をもって必要面積を有効活用し地域振興策に寄与できるよう除外の規定緩和とそれに連動する都市計画法における市街化調整区域への立地承認の規制緩和措置を提案する)	現在埼玉県内に6施設稼働中の内、特に埼玉県岩槻市に昭和30年代より工場が研究所を含め4箇所現存点している。それらの施設を東京本社並びに東京田端にある産学連携研究所を含めて一箇所に集約し本社機能の一部を移転して世界に点在する高分子ポリマー生産工場の研究開発の拠点として、研究所・試作ライン工場・製造機械製作工場を立地したい。現在農地復元不可能な未利用地を含む当該農地を有効活用(研究開発上浮遊粉塵等が少ないことが条件・公害発生を防ぐため環境対策を含む)すべく、周辺環境の整備と道路整備を持って周辺農地から分断し建築する計画をしている。更に雇用についても現行プラス新規雇用約1,000名を予定しており、当該地は首都圏30キロ圏内に位置し交通の利便性(国内外を含めて)もよく、現状市内にすでに立地していることから現従業員を核とした拠点作りにより従業員の解雇や国内から撤退をすることなく、日本企業としての国内存続と地域から望まれている地域振興策の一助としてナノテクノロジーの分野で経済の活性化に寄与したい計画である。	農業振興地域の整備に関する法律により農政上の問題が解決したとして次に問題提起されることは立地承認に関して総合振興整備計画基本構想との整合の問題である。緑地保存地域に現に工業団地が存在したり市街化調整区域にあって工場群が存在したりと乱開発的要素が存在する。乱開発を防ぎ周辺整備を含めた個別案件が事業内容選定理由により審議検討できる条件整備が必要と思量する。現在総合振興整備計画基本構想に記載がないとの理由が市町村合併その他の問題により格好の断りの理由とされている。ついては行政にあっては地域振興策は希望するが各論的に判断つかないという弊害を地方自治法による同構想の個別事例に対応可能な法整備が不可欠である。	埼玉県	民間企業	農地復元不可能な未利用農地等を有効活用した産業立地推進特区構想(ポリマテック高分子研究所・さいたま工場建築計画)	岩槻市に3工場1研究施設を稼働し約500名を雇用している。2年前から施設集約と産学及び関係企業(外国企業を含む)との共同研究施設及び試作ライン工場の立地を模索してきた。計画地は資料が示すとおり農地復元不可能な未利用地を含む土地である。行政対応がはつきりせず、同様案件が他行政において許可されている現状から、現行法制度によらず、起業家からの特区申請による問題解決をはかりたい。新規雇用を含め地域振興に寄与すべく、また現に稼働する地区で存続をはかり、地域の要望にも応えたい。民業拡大による経済の活性化に寄与すべく、国内に主要拠点を置き企業活動を存続させるべく特区により立地可能としたい。
1433	14331010	しよらさんカツオ特区	漁港漁村と都市との交流を促進させるため、民間事業者に対して行政財産である漁港施設用地を貸し付け、事業者自らの裁量による施設運用を可能とする。	水産庁の提案による荷捌き施設等の貸し付けを可能とする特区制度と組み合わせ、隣接地にて観光客のための直販及び体験漁業のできる施設設置を可能とする。	・現状では、短期間の許可となり更新の保証がないため、本格的な民間投資ができない。そのため、民間イニシアティブによる漁港施設の機能の高度化が遅れている。	和歌山県	和歌山県	しよらさんカツオ特区	民間事業者の申請に基づき漁港管理者が選定した事業者が、漁港漁村において都市との交流の促進を図る場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設用地の貸し付けを可能とする。
1577	15771020	行政財産の民間貸付	公園やスポーツ施設などの行政財産の民間貸付に関する規制緩和、及び商業活動の規制緩和	行政財産である公園やスポーツ施設を利用したフットサルコート ⁰ の民間運営及び付随した飲食事業・その他商業展開	0	東京都	スポーツレビジョン株式会社	フットサル特区構想	行政財産(公園・スポーツ施設など)を利用した民間企業運営による都心エリアでのフットサルコートの設置。具体的には、フットサルコートの運営を通じて、社会人フットサルチームの育成・支援、フットサルを通じた社会人企業人間の交流、地域住人との交流、並びに国際・文化交流の促進をはかる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1578	15782092	既存漁港を活用した地域活性化	(部分) 既存の漁業と共存しながら、目的外の利用が可能な漁港において、漁協等の民間事業者が収益事業と漁港管理運営をセットで行うことを容認。	補助金で取得した施設(用地)の目的外利用を可能とするため、財産処分制限の緩和および補助金返還の免除。 行政財産の民間への貸付け容認。 民間による漁港管理容認。 (目的外利用の想定例:水産物加工販売、体験観光漁業、レストラン、マリトレジャー、ショッピングモール、交通、物流、新工発電など)	伊豆地域の漁港の多くが、観光ロードサイド型の多用途な可能性を秘めた貴重なオープンスペースであることに着目し、水産物の販売拡大による漁業の振興と、漁村地域の活性化および新規雇用の創出を図るため。また、この収益により民間事業者は当該漁港の管理運営を行うこととし、漁港運営の効率化と、地方公共団体の維持管理経費削減を併せて実現する。	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、菰山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度 JNTO調査)に過ぎないという現状である。そこで、今回、伊豆地域の「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」と魅力の創造を図り、交流の拡大に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。
5095	50950019	行政財産に対する制限の緩和	自治体が所有する公有財産のうち、行政財産については法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付け、容積率の移転等ができないなどの制約がある。 公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、地方自治法の規定を改正し、法律による一律の規制を見直すこと。	民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け 組織の統廃合により、未利用・低利用の施設も多く見られ、行政需要もない空床も増加している。これらの空床を民間事業者へ貸し付けて、財産的収入を確保する。 余剰容積率の有効活用 低利用の行政財産については、容積率に余剰が生じている。こうした余剰容積率について、隣接地に移転するなど有効活用することにより、財産的収入を確保する。	例外的に行政財産の貸付けが認められる場合として、PFI事業における選定事業者に対する行政財産の貸付けや、地方公営企業法による民間事業者に対する行政財産である土地の貸付けがあるが、自治法では行政財産を民間事業者へ貸し付けることは認められておらず、行政財産をその目的外に使用する場合は、使用許可として処理されている。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限に留められるため、財産を有効活用する手段としては限界がある。 したがって、庁舎の一部の空床を民間事業者に対して貸付けするには法	0	東京都	0	0
1597	15971030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する。	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	次に掲げる目的を達成するためには、地方独立行政法人に小中一貫校の管理を委託する必要がある。 公立学校でありながら、私立学校ではない、新しい住民参加による学校運営が可能となる。現行の学校教育法や私立学校法が規定する経営手法とは異なり、法人による公設民営方式により、住民参加・民間活力による学校運営が可能となり、私立学校、株式会社による学校運営などではなく公教育の改革、充実を期待する地域の教育ニーズに応えられる。 民間活力を生かした新たな学校運営が行える。教職員の独自採用、教科書の選定、特別負担金の徴収、寄付の活用により、公費負担を更に変更せず、義務教育の公平性を損なわず低廉な保護者負担で、地域の教育ニーズに応えられる。(これまでの義務教育には不満。ただ私立には行かせられない。) 学校運営が安定的に行える。義務教育課程の学校の運営においては、学校運営が安定的かつ継続的に行えることが重要である。法人制度を活用することにより、義務教育の公平性、安定性を確保できる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する。	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	設立団体の長が持つ理事長を任命する権能に、教育委員会が関与することで、義務教育課程における教育委員会の責務を果たす。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1597	15971050	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの設定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。	地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画及び年度計画の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人との委託契約で対応する。	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人は、区が設置する学校を受託管理する事業だけを行うものであり、当該事業に係る委託契約で対応することが妥当である。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1627	16271010	国民健康保険の賦課(課税)限度額の撤廃	基礎賦課(課税)額で5.3万円、介護納付金賦課(課税)額で8万円とされている賦課(課税)限度額を撤廃する。	被保険者の所得層は、保険者ごとに異なっているにもかかわらず、賦課(課税)限度額が設けられていることにより、中間所得者層の負担が過重となっている。賦課(課税)限度額を撤廃することにより、各保険者は、それぞれの所得層の構成に応じた負担を求めることができる。	0	神奈川県	個人	国民健康保険の賦課(課税)限度額の撤廃	国民健康保険の賦課(課税)限度額は、保険者(市町村)ごとに被保険者の所得層が異なるにもかかわらず、法令で一律に定められていることから、賦課(課税)限度額の撤廃することにより、保険者(市町村)は、それぞれの被保険者の所得層の構成に応じ、適正な負担を求めることができるようになるもの。
1636	16361010	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」(以下「郵政官署法」という。)第2条において定められている、郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務を、市の地区事務所を取り扱う事務に拡大することにより、地区事務所事務を特定郵便局に委託できるようにする。	人口106,000人、面積77.95平方キロメートルの本市は市内に10箇所のサービスセンター(地区事務所)を設置し、61の事務を取扱い、年間13万件の利用がある。しかしながら効率的な行政運営の視点から整理統合が必要であり、サービスを低下させない整理統合の方法として特定郵便局への委託について検討を行い、特区の第2次提案募集以来引き続き提案を行っているが、特区としての指定がされていない。今回、第4次提案募集の際に指摘された内容について再検討し、戸籍届出関連の戸籍届、死産届の受付、埋火葬許可証の交付については委託事務からはずし、郵政官署で取扱いできる事務を57事務(特記事項欄に記載)に拡大することで地区事務所事務を特定郵便局に委託し、自治体事務の合理化ならびに特定郵便局の経営基盤の強化を実現する。	住民サービスの向上と行政機関の合理化を目的とする郵政官署法が成立し、地区事務所、地区サービスセンター等が十分に整備されていない市町村においては住民サービスについて格段の向上が図られるようになりました。しかしながら、多治見市のように郵便局と同じように細かく地区事務所を設置している市町村においては、住民サービスの向上と行政機関の合理化という両側面の実現を目的とした郵政官署法の趣旨が生かされません。郵政官署法の定める内容での特定郵便局との共同事業の実施は、市町村においては、特定郵便局の取り扱えない事務を残したまま地区事務所を整理することで住民サービスを低下させるか、整理できない地区事務所を存続させることで二重の投資になってしまいます。郵政官署法の規制を緩和することで、取扱量の少ない地区事務所と特定郵便局が支えあえる仕組みを実現したいと考えます。	岐阜県	岐阜県多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	人口106,000人、面積77.95平方キロメートルの本市は市内に10箇所のサービスセンター(地区事務所)を設置し、61種類にわたる事務を取扱い、年間13万件の利用がある。しかしながら効率的な行政運営の視点から整理統合が必要となりサービスを低下させない整理統合の方法として特定郵便局への委託を検討したが、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(以下「郵政官署法」という。)では郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務が制限されている。郵政官署法での取扱い可能な事務を、市の地区事務所を取り扱う57事務に拡大することにより、取り扱う事務量の少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託し、住民サービスを低下させることなく事務の合理化を図る。
1265	12652010	役場出張所機能の包括的な外部委託	・権限移譲が必要な事務の内容、範囲 現行法規によると、郵便局では、本人が直接出向いた場合の住民票と戸籍の発行取次ぎ事務など8つ(別様提案のポイント参照)の事務しか委託ができず、特に地域住民の生活に関わりの深い児童手当や生活保護申請、老人医療費請求や介護認定申請ほか各種補助申請など保健福祉関係諸事務等も含めた事務を包括的に外部委託する。 ・委託の方法 町が条例に基づき、個人情報守秘義務やプライバシーの確保を厳密に規定した「特定事務の取り扱いに関する協定」を結ぶ。 ・受託先のは、田村郡内を網羅する、農産業経済の中心組織であり、役場よりも早期に広域化と経営組織の再編を成功させた実績と能力があり、将来にわたり、今回の提案内容に充分対応できる事が、確実である。	役場出張所機能の包括的業務委託 効果：役場は機構改革がさらに進み、より効率的な事務執行と経費の節減が可能となる。また地域住民にとっては、諸事務のワンストップ化が可能となり、利便性が向上するだけでなく、地域づくりの中心としての幅広い活動に対する柔軟な対応が期待できる。	・住民サービスの低下を招かない町村合併や広域連携の推進のためには、地域行政に代わる信頼の置ける組織がどうしても必要である。 ・現行法規によると、郵便局では、本人が直接出向いた場合の住民票と戸籍の発行取次ぎ事務など8つ(別様資料提案のポイント参照)事務しか委託ができず、特に地域住民の生活に関わりの深い児童手当や生活保護申請、老人医療費請求や介護認定申請ほか各種補助申請など保健福祉関係諸事務等も含めた包括的な外部委託のためには、全国的にもすでに合併や広域化にいち早く取り組み、地域住民からも信頼と実績のある農業協同組合組織に、事務を包括的に委託できる制度がどうしても必要である。	福島県	福島県船引町	役場出張所事務の包括的外部委託による地域再生構想	・提案の概要 現在の出張所区域の町が条例で定めた資格要件を満たすものとの間で、「船引町役場の特定事務の取扱に関する協定」を締結し、現在の「地方公共団体の特定の郵便官署における取扱いに関する法律」では対応が不十分な、住民票取扱い事務、戸籍取扱い事務以外の保健福祉関係諸事務等も含めて、役場出張所事務を包括的に町が条例で定めた資格要件を満たすものに委託する。 ・効果 提案により、住民サービスと、受託者自体についても利用効率がいよ充実し、地域自らの柔軟な創意と工夫による地域づくりの可能性が広がり、地域雇用の創出と地域の活性化が可能となる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1380	13802010	電子自治体業務の共同アウトソーシングの推進	モデルシステム開発・実証の場に青森県のIT産業基盤を選定いただく。その中で電子自治体ERP(統合業務システム)を開発・実証する。 またモデルシステムの開発済み成果「電子自治体業務システム・ソースコード」を提供いただく。これらをもとにオープンソースソフトウェアとして、電子自治体ERPのコアシステムを整備する。 共同アウトソーシングを受託する地域IDCを整備する。具体的には補助対象施設の転用による有効利用をベースに、セキュリティ措置、地域イントラなど広帯域通信回線の設備、ハードウェアの導入、ソフトウェアの構築など追加建設投資をPFI方式により民間資金を活用する。	地域IDC システム技術者の育成と雇用を拡大する為、地域IDCを構築する。IDCの当初の需要を満たす為電子自治体の共同アウトソーシングを受託する。 オープンシステム開発・サポート拠点 IDCを運用するSE人材を育成・確保・従事させる為の経済活動として、地域IDCを中核にオープンシステム系のソフトウェア研究・開発及びサポート事業の産業振興を行い、東日本の拠点化を目指す。 自治体ERPの開発とサポート 自治体ERPでは予算の立案から議会承認執行管理まで、予算を根幹にERPを設計する。個別業務に関してもカスタマイズや広域合併に伴うメンテナンスが頻繁に想定される。開発完了後もメンテナンスという雇用維持の業務が可能と考える。 CGコンテンツ生産拠点 開発・サポート拠点のSE人材を中心に、青森市にあるAIR(Artist in Residence)など芸術活動の拠点機能からデザインワーク人材を加えて、CG(コンピュータグラフィックス)のコンテンツ生産拠点を形成する。ブロードバンド時代を迎えてコンテンツ供給量の不足を補い、日本の国際競争力を強化する。		青森県	キャプテンあおもり(株)、(株)アイシーシーコンピュータシステム、(株)シンク、マルマンコンピュータサービス(株)、(株)アイディーエス、(株)サンコンピュータ、吉田システム(株)、明治安田システム・テクノロジー(株)、青森県情報サービス協同組合	電子自治体共同アウトソーシングを受託する地域IDCを核とした、オープンソース開発サポートビジネスによる地域産業再生構想	システム技術者の育成と雇用を拡大する為、地域IDCを構築する。IDCの当初の需要を満たす為、電子自治体の共同アウトソーシングを受託する。 IDCを運用するSE人材を育成 確保 従事させる為の経済活動として、地域IDCを中核にオープンソース系のソフトウェア研究・開発及びサポート事業の産業振興を行い、東日本の拠点化を目指す。 自治体ERP(統合業務システム)を設計・開発・実証する。当初はワンストップ行政などの住民インターフェースを中心に実施するが、基幹業務へ順次領域を拡大する。 開発・サポート拠点のSE人材を中心に、CG(コンピュータグラフィックス)のコンテンツ生産拠点を形成する。
1476	14762010	地方独立行政法人が港湾管理者となるための法的措置	大阪湾内の各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人が各港湾を一元的に管理する港湾管理者となることができるよう港湾法、地方独立行政法人法など所要の法律改正を行う。 とん税、特別とん税の課税に関する所要の調整	大阪湾内の各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人「関西港湾機構(仮称)」を設立する。 各港湾を一元的に管理することで、利用バースの集約による貨物の集積力を向上し、荷主や船会社に対して低コストで、リードタイムの短い高品質の港湾サービスを提供し、港湾の国際競争力を高める。 所管省庁の縦割りを超えて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化することによって、さらなるコスト削減やリードタイム縮減が実現する。 利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾の諸港を一元的かつ民間の発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 現状では、各港の管理が政令市、府県の単位でばらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争上大きなダメージを受ける。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港を一元的かつ民間の発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人「関西港湾機構(仮称)」を設立し、各港湾を一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短縮に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化する。利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。 一元的経営事業の効果が高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1578	15782060	郵便局の外国人観光客向けサービスの充実	県内観光地にある郵便局の ・窓口取扱時間延長 ・A T M 24時間取扱局の拡大 ・外貨両替サービス体制充実 (韓国のウォン取扱局拡大、中国の元取扱開始)	利便性の向上について、広く海外にPRする。	郵便局は、他の金融機関に比べ、店舗数、ネットワークが段違いで、国内外の旅行社にとって非常に利便性が高いと評価されている。特に、海外発行クレジットカードのキャッシュサービスが可能であることは評価が高い。 そこで、より利便性が向上するよう、取扱時間の延長などを求める。	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、隼山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度 JNTO調査)に過ぎないという現状である。 そこで、今回、伊豆地域の「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」と魅力の創造を図り、「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。
1024	10241010	非常勤職員に対して期末・勤勉手当の支給を可能とする	地方公務員の非常勤職員に対して、正規職員の期末、勤勉手当支給月に勤勉手当(あるいは勤勉的な報酬)を市の判断で一般の常勤職員との均衡を考慮しつつこれを支給することを可能とする。	稲城市では、行財政改革に伴い職員数の削減されていく中で非常勤職員の役割は大きく、自治体運営に欠かせない戦力となっているのが現状である。職務内容についても常勤職員の40時間勤務は満たしていないが、勤務内容や業務内容などには差はない。また、報酬は生活給ではないとの考えから地方自治法では、議員以外の非常勤職員には報酬及び費用弁償に限定されておりその他手当等の支給する規定はない。しかし、非常勤職員の大部分が3年以上の継続勤務者で報酬が生活給になっており、実態に相応した法整備が必要である。これにより優秀な人材の確保や地域雇用の確保による経済活性化が可能となる。	現在地方公務員の非常勤職員には期末勤勉手当を支給できない。また、期末勤勉手当と同月に報酬額を増額することも通知で規制されている。「国家公務員である一般職の非常勤職員の給与は、常勤の職員との均衡を考慮し予算の範囲内で支給」と給与法の規定に基づき期末・勤勉等の手当の支給されている。国家公務員制度(国公法)、地方公務員制度(地公法)は成立時期は異にしているが、基本理念は共通している。 本市の非常勤職員の報酬は勤務形態から「生活給」となると変わらない現状であり、位置づけも非常勤特別職(専門職)であり、大部分が3年以上の継続勤務者で正規職員と大差はない。このことから国家公務員である一般職の非常勤職員の規定に準じて期末、勤勉手当等を支給できるようにすることが必要である。 これにより優秀な人材の確保や地域雇用の確保による経済活性化が可能となる。	東京都	東京都稲城市	非常勤職員意欲増進特区	専門知識や経験を活かし、専ら市行政の業務に従事する非常勤職員に対して人事考課制度を導入し、常勤一般職員と同様に、勤務成績をその処遇に反映させたいというものである。 非常勤の職員に対しても、勤務の実績を正しく評価し、適正な身分取扱いを行うことにより業務に対する一層の志気を高め、公務効率を促進させることが重要であると認識して実施するものである。 具体的には、常勤一般職員に対する勤務成績の評定と同様な方法で実施し、その評定結果の成績率を報酬額に導入し反映させる方法であり、6月期と12月期に勤勉手当を支給するあるいは勤勉的な報酬として加算支給する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要	
1185	11851030	地方公務員法の兼業許可基準の明確化	地方公務員の兼業許可基準の明確化	1. 事業内容 同上 2. 事業による効果 当特区内での地方公務員の兼業許可基準の明確化により、優秀な人材が確保できる。 既存の医療施設群との連携、機能強化・役割分担による医療サービスの向上。	現状の規制では自治体病院職員の兼業に関して統一的な基準がなく曖昧なままである。そのため優秀な人材がその能力を自由に発揮出来る機会が奪われている。 兼業許可基準を明確化することにより、優秀な人材から提供される質の高い医療を必要な時に必要な患者が受けることが可能になり、医療レベルの向上をもたらす、地域住民への医療サービスの選択肢が広がることになる。	大阪府	NPO法人 りんくうメ ディカルプ ラザ	りんくう国際医療特区 構想	りんくうタウンは都市基盤の整備された街であり、対岸にある関西国際空港(KIX)は世界に開かれた空港である。この両者の連携による「国際医療特区」の申請は新しい街創りのパイロットモデルとなる。その中核となる「りんくう国際先進医療センター」を設立。同時にPET/CTセンター、研修・教育センター、治験・医療情報センターを併設。地域医療機関との連携の下大阪大学などの先端技術や情報技術を活用した「りんくう国際先進医療センター」はりんくうタウンに医療城下町の実現を推進し、地域の活性化を齎し、医療を通じての国際貢献も果たす。さらにKIXを経由する国内外の診療圏を対象とする医療サービスや医療関連産業の集積に繋がる。	
1235	12351010	地方公務員法第3条における特別職の範囲を拡大し、市長が指定した部長職以上のポスト、市長が必要とする補佐職を特別職とする	認定を受けた自治体において、当該地方自治体の長が指定した部長職以上のポストや市長が必要とする補佐職について、条例で任命方法(任命権者は地方自治体の長)、給与・報酬の支給方法等を定め、それに基づき、認定自治体の長が必要なる人材を登用することを可能とする。なお、登用することが可能な者は、一般職の公務員でも民間の人材でも可とする。	地方分権をさらに推進するため、市長が指定する部長職以上のラインの長や条例で定める市長補佐職を特別職とする。	ラインの長である部長職を特別職とすることにより、自らの判断と責任で事務を管理し執行することになり、各行政部門ごとにきめ細かな業務の執行が可能になる。また、責任の所在・権限がより明確になることから、施策推進の迅速化が図られる。 さらに、部長職を特別職とすることに加え、市長補佐職の設置により、重要施策の決定や推進にあたり、その業務に必要とする専門性を持った人材の配置が可能になり、自己の持つ専門的知識を発揮することにより市長の行政運営に大きく貢献することが可能になる。 これは、現行の地方自治法の市長を補佐する助役制とは異なるものである。	千葉県、埼玉県	千葉県我孫子市、埼玉県草加市	自立都市推進特区	市長が指定する部長職以上のラインの長や市長が必要とする補佐職(スタッフ)について地方公務員法第3条第3項に規定する特別職とすることにより、住民から直接選挙を受けた市長の政策立案に関する意思がより確実に反映される。また、住民の意思がより一層反映される政策の実現のために必要な人材を登用・配置することが可能になる。	
1637	16371010	部分休業の承認をすることができる時間等の拡大	人事院規則19-0第15条において、国家公務員の部分休業の承認は正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて2時間を超えない範囲内で行うこととされている。地方公務員については、地方公務員法第24条第5項の規定により国及び他の地方公共団体の職員との均衡上、人事院規則第15条に準じて定めるべきとされている。本提案は、「一日を通じて2時間を超えない範囲内」を「任命権者が承認する日又は時間」とするよう部分休業の拡大を図るもの。	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布、法律第85号)において、常勤職員が大学等の修学のため勤務時間の一部について勤務しないこと(修学部分休業)及び定年退職前の一定年間前から勤務時間の一部について勤務しないこと(高齢者部分休業)を承認することができる制度が創設された。育児に係る部分休業の時間を拡大し、修学部分休業又は高齢者部分休業を組み合わせることで、ワークシェアリングで地域雇用を創出できる。また、育児に係る部分休業職員の子育て支援策、次世代育成支援策としても極めて有効である。	0	岐阜県	岐阜県多治見市	育児休業の形態の弾力化特区	育児に係る部分休業の承認を「勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて2時間を超えない範囲内」から「任命権者が承認する日又は時間」に改め、部分休業の拡大を図るものである。これにより、ワークシェアリングによる地域雇用の創出、子育て支援、次世代育成支援などの更なる効果が期待できる。職員の育児休業は、承認された休業期間を中断することができない。職員「行政のニーズに応じて、弾力的な勤務形態を可能にしたい。これにより公務効率の向上を図ることができ、また、職員にとって育児休業後の職場復帰がスムーズになる。	
1637	16371020	部分休業の承認をすることができる時間等の拡大	部分休業の承認をすることができる時間等の拡大	職員の育児休業は、子が3歳に達する日までの間で、承認された期間を中断できない制度になっている。また、その期間の延長は原則として1回に限るものとされている。本提案は、育児休業の承認を継続的な期間に限ることなく、職員「ニーズに応じた断続的な勤務(例えば1週間のうち2日間の勤務や隔日勤務等)」を認めようとするもの。	育児休業制度は、育児のための休業をすることにより、職員が仕事と育児を両立させながら継続して勤務することを可能にする有意義な制度である。しかしながら、最近の社会情勢や公務運営の動向は極めて変化が早く、育児休業を取得したためにスムーズに職場に復帰することが困難なケースがある。このため、復職に備えた断続的な勤務形態を認め、かつ、公務効率の向上を図るもの。	0	岐阜県	岐阜県多治見市	育児休業の形態の弾力化特区	育児に係る部分休業の承認を「勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて2時間を超えない範囲内」から「任命権者が承認する日又は時間」に改め、部分休業の拡大を図るものである。これにより、ワークシェアリングによる地域雇用の創出、子育て支援、次世代育成支援などの更なる効果が期待できる。職員の育児休業は、承認された休業期間を中断することができない。職員「行政のニーズに応じて、弾力的な勤務形態を可能にしたい。これにより公務効率の向上を図ることができ、また、職員にとって育児休業後の職場復帰がスムーズになる。
1638	16381010	目標管理制度による実績評価、能力評価、態度評価を反映した給与処遇の構築	目標管理制度による実績評価、能力評価、態度評価を反映した給与処遇の構築	現在、本市においては、管理職昇任試験、総括主査級昇任試験、目標管理の勤務評価結果による成績降格・昇給延伸・特別昇給、勤勉手当への反映、部下による上司の評定など能力・実績に応じた人事運用を推進している。今回の提案は、勤務評価結果に基づき、勤務成績が特に良好であった職員に対しては特別昇給制度の特例として毎月の給料月額に一定額を加算し、また、逆に勤務実績の良くない職員に対しては分限(降給)の特例として毎月の給料月額から一定額を減らす方策を講ずることである。これにより、職務給に給与の根本基準を置くことを定め、年功的・横並び的な運用となりがちな現在の給与制度から、達成した実績を評価し、発揮された能力に対して給料を支給するシステムに改めるものである。なお、同じ人件費枠の中で実施するため、新たな人件費増は伴わない。	本市が実施している年2回の目標管理による勤務評価結果に基づき、その評価結果が特に良好である職員については、毎月支給する給料月額に条例で定める一定割合を加算して支給する。評価結果が良好でない職員については、反対に条例で定める一定割合の額を減額する。条例で定める一定割合の額とは、給料月額の100分の10以内を想定しており、6ヶ月ごとに任命権者が市長と協議して加算および減額の対象者を決定する。	0	岐阜県	岐阜県多治見市	実績を反映した給与処遇特区	地方公務員法では「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」と職務給に給与の根本基準を置くことを定めている。この結果、年功的・横並び的な運用となりがちな現在の給与制度を、達成した実績を評価し、発揮された能力に対して給料を支給すべき方法に改めるもの。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1657	16571010	郵便局地域配達サービス可能に関する特例郵便局全国統一価格緩和に関する特例	郵便物配達委託法に基づき松江市内の無集配局が配達を取り扱えるようにすると共に配達係以外の外交員がお客様の所へ配達出来るように規制を緩和して頂きたい。同一区内エリアでの配達の場合には、該当局のみでの対応になるのでトラックを使う事が無い。そこで、経費を削減出来るかと考え全国一律配達料を地域価格に緩和して頂きたい。	現在、松江市内のスーパーがインターネットで注文受付後当日お客様宅もしくは勤務先まで配達を行っているサービスがあるのですが、配達に関しては店側担当者が独自で行っている為配達量に限界になって来ています。宅配業者へ委託では配達だけとなり付加サービス(プラスワン)が伝わり難いと考えられます。サービスを利用されているお客様としては、現行どおり注文商品(生鮮食品等)を安心して届けてもらえるよう顔の分かる人からの配達を有料化になるうとも希望されています。そこで地域の住民に馴染みが深く安心感を得られている郵便局に配達だけでなくプラスワンとして様々な暮らしの情報(貯蓄・保険)を提供するサービスを考えています。	法律上、集配局のみ配達が可能であり無集配局での配達については認められていない為に地域の各局ではこのサービスを行う事が出来ない状況となっています。一局集中ではなく地域にある郵便局がその地域の方へ"お!かいものプラスワン配達サービス"が行えるよう法もしくは政令を緩和して頂きたいと思っています。また、配達価格についても郵政省の全国統一価格ではなく"お!かいものプラスワン配達サービス"は同一区内配達になる為 配送トラックを使用しません。経費的に考えて全国統一価格以下に設定する事が可能と考えられますので法もしくは政令を緩和して頂きたいと思っています。	鳥根県	鳥根県松江市 有限会社Willさん	「お!かいもの"プラスワン配達サービス	鳥根県では高齢者率が全国的にも高く、独居老人宅が多い為"安心""人との温もり"を望む声が多い地域性があります。そんな地域性の中で、松江市内のスーパーがインターネットで注文受付後当日お客様宅もしくは勤務先まで配達を行っているサービスがあるのですが、配達に関しては店側担当者が独自で行っている為、配達量的に限界となって来ています。宅配業者への委託では配達だけとなり、付加サービス(プラスワン)が伝わり難いと考えられます。そこで無集配局の郵便局員が同一区内特別料金でお客様の自宅へ食料品を届けると同時に暮らしに必要な様々な情報(貯蓄・保険)と"温もり"を提供するサービスを行いたいと考えています。
1013	10131010	コミュニティ放送の空中線電力の上限基準の緩和	コミュニティ放送の空中線電力(出力)は20w以下と規制されている。同規制の緩和により100wまでの電力を認めて頂きたい。	・民間を中心として平成17年開局に向けコミュニティ放送の計画があり、市でも広報等での利用を考えている。但し現状では放送エリアが狭いことがネックとなり、行政としては利用しづらい。民間側は行政での利用が事業開始の前提であるとして計画は進捗していない。そこで「空中線電力は原則として20W以下で必要最小限のものとする」という現状の規制を緩和するとともに、1放送局に複数周波数を認めて頂きたい。例えば出力が20Wから100Wに増力されれば、放送エリアは面積で約2倍、人口カバー率で約3割拡大となる。鳥取市は平成16年11月に周辺9町村と広域合併を計画しており、きめ細かな情報提供による新市民の一体感醸成が課題となっている。また、現鳥取市においては防災無線設備が無く、ある程度広い範囲をカバーできる放送局があれば効率的に住民への緊急放送が行えると考えている。	鳥取市は平成16年11月に周辺9町村との広域合併を予定している。また民間で合併後の鳥取市においてコミュニティ放送局を設立しようという計画されている。行政としても合併後の新市における防災・広報等にこの放送局を有効利用できると考えているが、現在の空中線電力の上限基準等では新市において放送エリア外になる地域が多くなる。現状の規制は市町村の広域合併を想定したものでない。広域合併後の鳥取市においてこの規制を緩和することにより、地域密着のきめ細かな情報を大きな費用増を伴わずに効率的に提供でき、合併後の新市民の一体感醸成にもつながり、合併の成功と地域発展に寄与する。	鳥取県	鳥取市、鳥取市におけるコミュニティFM局設立のための委員会	広域合併後の鳥取市コミュニティFM放送特区構想	鳥取市は平成16年11月に周辺9町村との広域合併を予定している。また民間で合併後の鳥取市においてコミュニティ放送局を設立しようという計画されている。行政としても合併後の新市における防災・広報等にこの放送局を有効利用できると考えているが、現在の空中線電力の上限基準等では新市において放送エリア外になる地域が多くなる。現状の規制は市町村の広域合併を想定したものでない。広域合併後の鳥取市においてこの規制を緩和することにより、地域密着のきめ細かな情報を大きな費用増を伴わずに効率的に提供でき、合併後の新市民の一体感醸成にもつながり、合併の成功と地域発展に寄与する。
1013	10131020	コミュニティ放送の中継局設置基準の緩和	コミュニティ放送が中継局を設置する場合には、主たる放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めるとされている。同規制を緩和し、主たる放送局と異なる周波数を使用する中継局を設置することを認めて頂きたい。	・民間を中心として平成17年開局に向けコミュニティ放送の計画があり、市でも広報等での利用を考えている。但し現状では放送エリアが狭いことがネックとなり、行政としては利用しづらい。民間側は行政での利用が事業開始の前提であるとして計画は進捗していない。そこで「空中線電力は原則として20W以下で必要最小限のものとする」という現状の規制を緩和するとともに、1放送局に複数周波数を認めて頂きたい。例えば異なる周波数を使用する中継局を1局設置できれば、放送エリアは面積で約4割、人口カバー率で約1割拡大となる。鳥取市は平成16年11月に周辺9町村と広域合併を計画しており、きめ細かな情報提供による新市民の一体感醸成が課題となっている。また、現鳥取市においては防災無線設備が無く、ある程度広い範囲をカバーできる放送局があれば効率的に住民への緊急放送が行えると考えている。	鳥取市は平成16年11月に周辺9町村との広域合併を予定している。また民間で合併後の鳥取市においてコミュニティ放送局を設立しようという計画されている。行政としても合併後の新市における防災・広報等にこの放送局を有効利用できると考えているが、現在の空中線電力の上限基準等では新市において放送エリア外になる地域が多くなる。現状の規制は市町村の広域合併を想定したものでない。広域合併後の鳥取市においてこの規制を緩和することにより、地域密着のきめ細かな情報を大きな費用増を伴わずに効率的に提供でき、合併後の新市民の一体感醸成にもつながり、合併の成功と地域発展に寄与する。	鳥取県	鳥取市、鳥取市におけるコミュニティFM局設立のための委員会	広域合併後の鳥取市コミュニティFM放送特区構想	鳥取市は平成16年11月に周辺9町村との広域合併を予定している。また民間で合併後の鳥取市においてコミュニティ放送局を設立しようという計画されている。行政としても合併後の新市における防災・広報等にこの放送局を有効利用できると考えているが、現在の空中線電力の上限基準等では新市において放送エリア外になる地域が多くなる。現状の規制は市町村の広域合併を想定したものでない。広域合併後の鳥取市においてこの規制を緩和することにより、地域密着のきめ細かな情報を大きな費用増を伴わずに効率的に提供でき、合併後の新市民の一体感醸成にもつながり、合併の成功と地域発展に寄与する。
1253	12531010	電気通信主任技術者規則の緩和	本構想では、千代田区と嬬恋村の拠点を相互に連結し、それをビル内の内線通信網のように地域住民が活用し、被災時にはNTT網と独立した内線通信網となり、NTT網が輻輳等で使えない場合も緊急通信機能として機能させる。二つの自治体にまたがる通信網を作り、情報通信サービスを行うとなると、通信網全体を電気通信事業として登録または届出を行ったうえで、電気通信主任技術者を置く必要が出てくる(主任技術者規則3条)。しかし、本構想における通信網は、緊急時の活用に主目的があるため、平常時の利用料金を低額にせざるを得ない。そのため常勤の電気通信技術者を置くことは資金的に困難な面が多い。主任技術者規則3条2項では特例として「一定の業務経験又は同等以上の能力を有すると認められるものが配置されていること」を条件に、電気通信主任技術者を置かずにすむことになっているが、関係者には該当する能力の人間がいるものの、メンテナンスのために常駐することは難しい。この問題を解決するために、主任技術者規則3条2項を拡大解釈し、「一定の業務経験又は同等以上の能力を有すると認められるものが、必要が発生する都度、迅速に設備のメンテナンスに従事できること」と考え、管理の規程が緩和されることを望む。	防災協力協定を締結し、姉妹都市関係にある東京都千代田区と群馬県嬬恋村を高度情報通信回線で結び、非常時は嬬恋村のリゾート施設を千代田区在住企業家の臨時オフィスや避難場所として活用するとともに、輻輳でNTT回線が使えない場合、内線接続によって両自治体にある拠点が交差し、通信のバックアップ機能を果たす。平常時は相互のイベント情報や日常情報を共有し、姉妹都市間の交流事業の拡大に努める。例えば、年間に一定費を、千代田区の企業組織である東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力が嬬恋村のリゾート施設に納め、その見返りに夏の避暑期間やウィンタースポーツのシーズンにリゾート施設の優待利用権を地域協会の所属企業のサラリーマンに供給する、といった仕組みである。	電気通信事業は、規模的に大きい施設を運営する場合、電気通信主任技術者を選任する必要がある。電気通信主任技術者の選任を必要とするケースは、利用者が3万以上である、一定の業務経験のある者が配置されていない、などの条件の他、事業用電気通信設備の設置が一つの市町村に収まらない場合、の3条件があげられている。本構想による電気通信システムを構築した場合、「設備の設置が一つの市町村に収まらない」ケースに該当し、その意味で、電気通信主任技術者の選任が必要となる。当会には一流企業が多く加盟しており、「一定の業務経験のある者」が地区内にいることは間違いがないが、それらの人材は自分の本業を皆、持っており、このシステムの電気通信主任技術者として選任されてしまうことは荷がかちすぎる面がある。そこで電気通信事業法主任技術者規則を緩和し、能力ある人材が複数いる場合などの一定限定条件下では選任を必要としないが、あるいは、選任されても迅速な対応を必要としないことを公式に認める、などの提案するものである。	群馬県、東京都	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会	千代田区 嬬恋村連携震災疎開通信システム・リゾートオフィス構想	千代田区と防災協力協定を締結している嬬恋村にて、千代田区のオフィス街の地域LANと嬬恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報などのイベント情報を千代田区と嬬恋村が相互に流したり、嬬恋村のリゾート施設をリゾートオフィスとして機能させ、被災時には、相互のオフィス施設やリゾート施設は一時疎開場所や支援基地として機能させる。また被災時に、NTT回線が輻輳した場合に、千代田区オフィス街の通信機能を内線接続で嬬恋村にバックアップさせ、通信の迂回機能を果たさせる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1306	13061060	無線局免許の免除	電波法第4条に定める無線局免許を同条第3項の条項の適用が可能な条件のもとで、無線局免許を免除する。	白山麓5村において、無線局免許を取得することなく、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービス利用を可能とする。	2.2GHz帯加入者無線アクセスシステムは、無線局設置に免許を必要とする。特例が認められない場合、住民が無線局免許を取得する必要がある。この結果、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスの利用が阻害される。	石川県	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルレディット解消及びWi-Fi構築	白山麓5村は、白山麓、手取川流域にあり、その地形のためケーブル敷設、敷設後の保守維持に平地の市町村に比し、高額な費用負担が必要である。一方、高額な保守維持費が必要になるにもかかわらず人口密度が低いため、今日、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン/放送サービスが受けられない環境にある。このため、規制の特例措置適用を前提に、建設費用及び保守維持費用において負担の軽い無線技術を使用し、まず、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン/放送サービスを実現し、デジタルレディットを解消する。将来において構築した基盤網を電子自治体と住民とを結び網として発展させる。
1324	13241040	ロボットやラジコン実証実験における特定実験局の開設	産学協働から生み出される技術とアイデアとアートの融合により、創造性の高い新産業を創出し、区内産業と地域の活性化をめざす。 廃止校舎を研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と芸術系大学、区内製造業が連携協働したシステムを構築する。 ロボットやラジコン産業を活性化の起爆剤としているため、足立区において、ロボットやラジコン実証実験における特定実験局の開設をしたい。 なお、ロボット実証実験における特定実験局開設は別表2、番号204013の支援項目に記載があるが、ラジコンについて追加拡充したい。	廃校学校校舎を再利用し、企業や研究機関、大学等と区内製造業の研究開発やアトリエ、研修・交流機能を集積した施設とする。 産学協働から生み出される、技術とアイデアとアートの融合により、創造性の高い新産業を創出し区内産業の活性化をめざす。廃止校舎を研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と芸術系大学、区内製造業が連携協働したシステムの構築により、製造業においては、受注機会の創出はもとより、付加価値を付した自社製品の開発が可能となる。結果、製造業が活力となり、雇用や起業が促進され、経済全体が活性化される。	ロボットやラジコンの研究開発には、特定実験局の開設が不可欠である。特定実験局制度の適用が欠かせない要素となるため、ラジコンについて追加拡充したい。	東京都	東京都足立区	アートテクノロジー新都市計画	産学協働から生み出される、新技術とアートとアイデアの融合により、創造性の高い新産業を創出し、区内産業と地域の活性化をめざす。廃止校舎等既存ストックを活用して研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と東京芸術大学等や区内製造業が連携協働して、地域再生を実現する。それにより、区内製造業においては、受注機会の創出はもとより、付加価値を付した自社製品の開発が可能となる。結果、製造業が活力となり、雇用や起業が促進され、波及効果との相乗により、区内経済全体が活性化される。区が主体となり、対象は千住地域を中心とした足立区全域とする。学校転用に伴う規制緩和や資金調達支援などが必要である。
1376	13762010	(部分) 第2種電気通信事業者による料金徴収における規制緩和、及び5GHz帯以上の高速無線帯域を利用する場合の無線局免許取得の規制緩和 加入者系光ファイバー網設備整備事業による住民アクセス網整備の補助事業において、離島・山村地域等の要件について、広域圏の場合も対象とする補助要件の拡大 携帯電話不感地域において、無線等整備や空ファイバー等の利用による不感地域解消のための国による携帯電話各社への要請	現在は第2種電気通信事業者が料金徴収を行う場合は、第1種電気通信事業者(電気通信主任技術者)が介在することが必要なため、第2種電気通信事業者のみでもサービス提供や料金徴収を可能とする。 「離島・山村地域等」とされている要件において、複数の市町村が事業を行う場合、その合計した人口、面積、林野率が、山村振興法に定められる振興山村の数値要件(人口密度116人/km2未満で林野率0.75以上)を満たす場合は補助対象とする。 山間部や遠隔地における携帯電話不感地域の解消し、ブロードバンドとともに早期の情報通信格差是正をはかる。	当圏域内のブロードバンド未整備の地域に対し、先に整備済みの情報通信ネットワークの空ファイバーを利用した高速無線LANによる住民アクセス網を整備し当組合が第2種電気通信事業者免許を取得し住民へのインターネット接続サービスを行う。 また、当圏域内の携帯電話不感地域解消のため、無線塔整備や空ファイバーの利用による不感地域解消に努める。	住民アクセス網整備において、現状ではネットワークや機器を第一種通信事業者(NTT)に貸出し、改めてそれを借受けなければサービスや料金徴収ができないため、第二種通信事業者もサービスが料金徴収ができるための規制緩和措置。 また、5GHz帯以上の無線帯域利用において電無線局免許を不用とするための規制緩和。 山間地域などにおける携帯電話不感地域解消のため、携帯電話各社に対する国からの協力の要請。	福島県	喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村)	過疎地域等における情報通信格差解消による地域再生プラン	当圏域は喜多方市の市街地を中心とする平坦地域と山間地域に分かれており、山間地域や遠隔地においてはいまだにブロードバンド未整備であるとともに携帯電話の不感地域も多数存在しているため早急な情報通信格差の是正が求められている。 このため、当組合において、先に整備した情報通信ネットワークの空ファイバーを利用した無線LANによる住民アクセス網整備と携帯電話の不感地域解消を目指す。
1493	14931010	2.4GHz無線LANの出力基準緩和	電波法により、無線局の免許不要条件が空中線電力0.01ワット以下であることとなっている。また無線設備規則により2.4GHz無線LAN(高度化小電力データ通信システム)の最大空中線電力は10mW/MHz、無指向性の空中線利得は2.14dBiと定められている。	交流・集客産業の振興による地域活性化策の1つとして、特区申請エリアで既設の地域公共ネットワークを用いて、屋外に2.4GHz無線LANを構築予定である。これにより、「いつでもどこでも誰でも」情報通信の利用できる環境(以下「ユビキタス環境」という。)の提供と、電子タグ(RFID)とユビキタス環境を用いた来訪者への情報提供や行動ルートの把握を可能とし、来訪者のニーズに基づくサービスの提供により、滞留時間の増大やリピーターファンの獲得を行なう。特に電子タグのリーダー(読み取り機)は特区申請エリア内に設け、無線LANを利用してサーバー間とデータのやりとりを行なう予定である。 また、有線の情報通信が整備されていないエリアのデジタルレディット解消のため、ラストワンマイル対策も行なう。	2.4GHz帯の無線LAN機器を利用してユビキタス環境を構築するためには、現行の無線出力基準では通信範囲が狭く、多数の基地局を設置する必要がありコストがかかる。無線LAN出力を強化することができれば、通信範囲は広がり必要な基地局数は減ることから、低コストなユビキタス環境を構築できる。 電波の輻射、干渉などが少ない都市部から離れた当地においては、屋外での無線LAN使用は少なく、出力を強化させても影響を与える屋外無線LANは少ない。屋内に対しては電波の減衰があるため、屋内無線LANへの影響は小さいと考える。また事前に出力強化チャンネルを地域に告知しておくことで混信を回避する。 以上の理由により、特区申請エリア内での出力基準緩和を提案する。	岐阜県	岐阜県、岐阜県郡上市、株式会社フイ・アル・テクノロジー	わの郷、郡上ふるさと資源活用構想	中山間地域における交流・集客産業振興施策として、既設の地域公共ネットワークを用いて、屋外に2.4GHz無線LANを構築する。これによりユビキタス環境の構築、ラストワンマイル対策とこの環境を利用した電子タグサービスを提供する。特に、電子タグを利用して来訪者の行動ルート等の顧客情報をデータベース化し、観光団体、商工団体、農業団体、事業者、農家等が共有することで、訪問客個々の趣味や志向にあわせてより高品質できめ細かな情報提供やもてなしサービスを展開する。現行の無線出力基準では多数の基地局を要するため、出力基準緩和により通信範囲を広げ、低コストなユビキタス環境を構築する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1306	13061010	64QAM及びOFDMの追加	無線設備規則第58条の2の11及び無線局 審査基準第7章「有線テレビジョン放送事業」に定めるデジタル変調方式に64QAM及びOFDMを追加する。	無線によるテレビジョン放送の再送信においてBSデジタル放送及び地上波デジタル放送の再送信を可能とする。	NHKより地上波デジタル再送信において「パススルー」方式の要請がある。有線テレビジョン放送業界が定めるBSデジタル及びCSデジタル放送の再送信のための変調方式に64QAMが採用されている。規制の特例措置が認められない場合、NHKの要請に沿う地上波デジタルの再送信、有線テレビジョン放送業界が定める変調方式によるBS及びCSデジタルの再送信が実現できない。無線区間のみ独自の变調方式を採用した場合、前第 項の問題に加え、有線テレビジョン放送業界が互換性を確認したSTBが利用できない、視聴者制御などの情報の一元管理が困難となるなどの問題が発生する。	石川県	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルデバイト解消及びH基盤構築	白山麓5村は、白山麓、手取川流域にあり、その地形のためケーブル敷設、敷設後の保守維持に平地の市町村に比し、高額な費用負担が必要である。一方、高額な保守維持費が必要になるにもかかわらず人口密度が低いため、今日、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスが受けられない環境にある。このため、規制の特例措置適用を前提に、建設費用及び保守維持費用において負担の軽い無線技術を使用し、まず、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスを実現し、デジタルデバイトを解消する。将来において構築した基盤網を電子自治体と住民とを結び網として発展させる。
1306	13061020	中心周波数	無線設備規則第58条の2の11及び無線局 審査基準第7章「有線テレビジョン放送事業」に定めるデジタル変調方式の中心周波数を現行50MHz間隔に代わり6MHz間隔の中心周波数を設定する。	地上波デジタルのパススルー及び有線テレビジョン放送業界が定めるBSデジタル及びCSデジタルの64QAM方式を無線区間において手を加えることなく、中継可能とする。	地上波デジタルのパススルーによる再送信、BSデジタル及びCSデジタルの64QAMによる再送信において、6MHz間隔の中心周波数が設定されている。規制の特例措置が認められない場合、有線区間及び無線区間において異なった多重化を行う必要が生じ、余分な設備投資が発生する。無線区間のみ独自の多重化方式を採用した場合、前第 項の問題に加え、有線テレビジョン放送業界が互換性を確認したSTBが利用できない、視聴者制御などの情報の一元管理が困難となるなどの問題が発生する。	石川県	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルデバイト解消及びH基盤構築	白山麓5村は、白山麓、手取川流域にあり、その地形のためケーブル敷設、敷設後の保守維持に平地の市町村に比し、高額な費用負担が必要である。一方、高額な保守維持費が必要になるにもかかわらず人口密度が低いため、今日、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスが受けられない環境にある。このため、規制の特例措置適用を前提に、建設費用及び保守維持費用において負担の軽い無線技術を使用し、まず、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスを実現し、デジタルデバイトを解消する。将来において構築した基盤網を電子自治体と住民とを結び網として発展させる。
1306	13061030	帯域	無線設備規則第58条の2の11及び無線局 審査基準第7章「有線テレビジョン放送事業」に定めるデジタル変調方式の帯域を中心周波数をセンターとする33MHz帯域ではなく、6MHz帯域に変更する。	地上波デジタルのパススルー及び有線テレビジョン放送業界が定めるBSデジタル及びCSデジタルの64QAM方式を無線区間において手を加えることなく、中継可能とする。	地上波デジタルのパススルーによる再送信、BSデジタル及びCSデジタルの64QAMによる再送信において、6MHz帯域が使用されている。規制の特例措置が認められない場合、有線区間及び無線区間において異なった多重化を行う必要が生じ、余分な設備投資が発生する。無線区間のみ独自の多重化方式を採用した場合、前第 項の問題に加え、有線テレビジョン放送業界が互換性を確認したSTBが利用できない、視聴者制御などの情報の一元管理が困難となるなどの問題が発生する。	石川県	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルデバイト解消及びH基盤構築	白山麓5村は、白山麓、手取川流域にあり、その地形のためケーブル敷設、敷設後の保守維持に平地の市町村に比し、高額な費用負担が必要である。一方、高額な保守維持費が必要になるにもかかわらず人口密度が低いため、今日、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスが受けられない環境にある。このため、規制の特例措置適用を前提に、建設費用及び保守維持費用において負担の軽い無線技術を使用し、まず、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスを実現し、デジタルデバイトを解消する。将来において構築した基盤網を電子自治体と住民とを結び網として発展させる。
1306	13061040	申請の帯域	無線設備規則第58条の2の11及び無線局 審査基準第7章「有線テレビジョン放送事業」に定める周波数帯域の利用を現行の中心周波数をセンターとする33MHz帯域単位に代わり、規制特例提案事項番号第3項で新たに特例として定める6MHz帯域単位とする連続した必要な数の帯域とする。	白山麓5村において、地上波デジタル、BSデジタル及びCSデジタルの必要放送番組を再送信するために必要な6MHz帯域20を確保する。	地上波デジタルのパススルーによる再送信、BSデジタル及びCSデジタルの64QAMによる再送信において、6MHz帯域が使用されている。規制の特例措置が認められない場合、有線区間及び無線区間において異なった多重化を行う必要が生じ、余分な設備投資が発生する。無線区間のみ独自の多重化方式を採用した場合、前第 項の問題に加え、有線テレビジョン放送業界が互換性を確認したSTBが利用できない、視聴者制御などの情報の一元管理が困難となるなどの問題が発生する。	石川県	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルデバイト解消及びH基盤構築	白山麓5村は、白山麓、手取川流域にあり、その地形のためケーブル敷設、敷設後の保守維持に平地の市町村に比し、高額な費用負担が必要である。一方、高額な保守維持費が必要になるにもかかわらず人口密度が低いため、今日、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスが受けられない環境にある。このため、規制の特例措置適用を前提に、建設費用及び保守維持費用において負担の軽い無線技術を使用し、まず、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスを実現し、デジタルデバイトを解消する。将来において構築した基盤網を電子自治体と住民とを結び網として発展させる。
1306	13061050	双方向通信	無線設備規則第58条の2の11及び無線局 審査基準第7章「有線テレビジョン放送事業」に定める単方向通信方式に、「双方向通信」を加える。下り方向の通信の帯域は、54MHzとし、規制特例提案事項番号第4項の帯域の直前又は直後の帯域の申請を可とする。変調方式は、QPSK及び64QAMを可とする。上り方向は、無線設備規則第4款の18「2.2GHz帯加入者無線アクセスシステム」に定める2.2GHz制度の利用を可とする。	無線設備規則第58条の2の11及び無線局 審査基準第7章「有線テレビジョン放送事業」の制度設定時に「ニーズなし」として見送られた双方向通信を実現する。再送信無線局及び視聴者無線局の双方において有線テレビジョン放送の受信及びブロードバンドサービス共用のアンテナ及び無線機を実現する。	有線区間では双方向通信が実現している。視聴者宅に設置されるSTBは、双方向通信の機能がある。規制の特例措置が認められない場合、無線区間を理由として双方向通信が実現できない。双方向通信が2.3GHzを使用して不可能な場合、双方向通信のために別にケーブルの敷設あるいは双方向通信のための別の無線機器を設備する必要があり、双方向通信が実現すれば、本来必要のない費用が発生する。	石川県	河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	無線による白山麓5村デジタルデバイト解消及びH基盤構築	白山麓5村は、白山麓、手取川流域にあり、その地形のためケーブル敷設、敷設後の保守維持に平地の市町村に比し、高額な費用負担が必要である。一方、高額な保守維持費が必要になるにもかかわらず人口密度が低いため、今日、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスが受けられない環境にある。このため、規制の特例措置適用を前提に、建設費用及び保守維持費用において負担の軽い無線技術を使用し、まず、ブロードバンドサービス及び有線テレビジョン放送サービスを実現し、デジタルデバイトを解消する。将来において構築した基盤網を電子自治体と住民とを結び網として発展させる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1476	14761010	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。	神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 一元的経営事業の効果を高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。現状、通関手続きは申請書類が電子化されているが、他法令に基づく電子化されていない書類の添付が義務づけられていることから、実質的な完全電子化は達成されていない。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。 現状では、大阪湾内の各港湾の管理が政令市、府県の単位でばらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争上大きなダメージを受ける。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人 関西港湾機構(仮称)を設立し、各港湾を一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短縮に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化する。利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。 一元的経営事業の効果を高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1103	11031010	消防防災無線を利用した防災行政無線の運用	電波法第52条において無線の目的外使用が禁止されているが、消防無線の固定系を防災行政無線の同報系として併用できるようにする。	消防無線を防災行政無線として併用する。 ・サイレン吹鳴装置に防災行政無線の拡声装置を併設する。 ・基地局の通信機器に音声案内機能を付加する。 平常時は消防無線として使用し、災害時や非常時は防災行政無線として使用する。	迅速かつ確実に避難勧告等人命に関わる情報を伝達するには、防災行政無線の固定系施設は最も有効であり、その整備は必要である。しかし、その整備にかかる費用は膨大であるため、既存の消防無線設備との併用を考えたが、電波法第52条で「無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項を超えて運用してはならない」と目的外使用についての規制があるため実現していない。	富山県	富山県氷見市	災害に強いまちづくり構想	本市は、地質的に脆弱な地盤が多いため、土砂災害の危険箇所が多く、地すべり等が多発している。そのため、避難勧告等人命に関わる情報を伝達するのに最も有効な防災行政無線の固定系施設の整備が必要であることから、目的外使用の規制を撤廃し、既存の消防無線の固定系設備を防災行政無線の同報系として併用する。これにより、短期間により整備が可能になること、固定系施設の重複がなげ経費の削減を図れることと併せて、1市1消防本部である本市においては、災害発生時に指揮命令系統の統一が図れる等の利点がある。
1181	11811020	非常勤水防団活動の公務とする範囲の拡大	消水兼任の消(水)防団員と専任水防団員が同じ水害等の予防活動を行った場合、広範囲の活動が公務と認められている消(水)防団員は公務となり、専任水防団員の場合は公務とならないという差が生じているため、水防団員の公務範囲の拡大を図り、併せて基金の公務災害補償の対象範囲も拡大を図る。	水防団員の公務は、水防法第1条の規定により直接水災に関する活動以外は認められていない。しかし、消水兼任の消(水)防団員は、消防組織法第1条などで広範囲の活動が認められている。水害等の予防活動を行った場合、消(水)防団員は公務となり、専任水防団員は公務とならない。特区によりこの不均衡の解消を図ることによって、市民への幅広い水害予防活動や啓発活動を推進し、ひいては地域住民が主体となった地域ぐるみの防災意識や活動を促進する。	消水兼任の消(水)防団員と専任水防団員が同じ水害等の予防活動を行った場合、広範囲の活動が公務と認められている消(水)防団員は公務となり、専任水防団員の場合は公務とならないという差が生じている。このように両団の処遇面での相違があり、このことが協調して活動すべき両者の関係を悪化させたり、市民の積極的な防災意識や活動を阻害しないように、両者の公務範囲の不均衡を解消することにより、市民の水防への意識、さらには総合的な防災意識を育みながら、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んでいきたい。	岐阜県	岐阜市	市民協働による災害に強いまちづくり特区	本市は、中心部を長良川が貫流しており、過去に大規模な水害を幾度も経験している。以前よりは減少したというものの、これらの水害に対する市民の危機意識は極めて高く、こまごま地域性と長い水とのかかわりの歴史の中で水防団は形成され、今後も総合的な防災体制確立の取り組みの中で重要な役割を担っている。 このような背景の中で、現法制下においては、非常勤消防団と非常勤水防団について処遇面での格差があり、これを特区によって解消することにより、両者の連携を図り、専任水防団の士気を高めながら市民の防災意識や活動を育成することによって、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んでいく。
1181	11811010	非常勤水防団員に対する退職報償金の支給	現行法制上は、水防団員に対し、非常勤の消防団員に支払われるような退職報償金を支給することが出来ないが、水防団員に対しても非常勤消防団と同様の退職報償金を支給できるようにする。	消防団員と水防団員はどちらも、地方自治法第203条第1項に規定する非常勤職員であるが、退職報償金については、地方自治法第204条の2により「法律又はこれに基づく条例」以外では支給することができない。消防団員は、消防組織法第15条の8の規定により支給できるが、水防団員は法規定がないため支給できない。特区により水防団に対して同様の支給をすることにより両者の不均衡感をなくし、水防に対する意識啓発や活動の活性化を図り、ひいては地域住民が主体となった地域ぐるみの防災意識や活動を促進する。	本市の中心部を貫流している長良川は、洪水に弱い天井川であり、上流部に調整ダムがないなどの特徴があり、ひとたび豪雨になると一気に増水し、過去には多くの大水害を引き起こしている。多くの市民はこれらのことを鮮明に記憶しており、水防に対する意識が非常に強い地域である。また、それらの洪水時において、水防団員の役割は極めて大きいものがあり、今後もこれらの意識を現実の水防活動に繋ぎながら水防を専任とする水防団組織の維持を考えている。そのためには、同じ防災組織に所属している消防団員と水防団員の処遇面での不均衡を解消することにより、市民の水防への意識、さらには総合的な防災意識を育みながら、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んでいきたい。	岐阜県	岐阜市	市民協働による災害に強いまちづくり特区	本市は、中心部を長良川が貫流しており、過去に大規模な水害を幾度も経験している。以前よりは減少したというものの、これらの水害に対する市民の危機意識は極めて高く、こまごま地域性と長い水とのかかわりの歴史の中で水防団は形成され、今後も総合的な防災体制確立の取り組みの中で重要な役割を担っている。 このような背景の中で、現法制下においては、非常勤消防団と非常勤水防団について処遇面での格差があり、これを特区によって解消することにより、両者の連携を図り、専任水防団の士気を高めながら市民の防災意識や活動を育成することによって、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んでいく。
1220	12201010	商家民宿における簡易な消防用設備等の容認	「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しない。	竹田市では、竹田式ツーリズム(ふるさとに子や孫を迎えるような交流)の展開による都市との交流を目指している。特に中心市街地は、過疎化による後継者不足から空き店舗も増えてきており、再生対策が急務となっている。そこで農村のみならず、市街地においてもツーリズムによる滞在型の交流を模索しており、今回商店主からの要望もあり、農家民泊と同じように商家民泊ができないものかと提案しました。 中心市街地には、歴史的文化的遺産も多く、それらを活用した「城下町ツーリズム」を実現することで、一時的なイベントによる観光客誘致に止まらず、年間を通して中心市街地の観光振興と活性化を実現する。ツーリズムのメニュー(染め物やお菓子づくり等)も開発が進められており、近年変化が見られる旅行スタイル(団体旅行から個別旅行)にあった取り組みとして期待できる。		大分県	大分県竹田市	商家民泊による城下町ツーリズム特区	中心市街地には旧城下町の風情が残り、多くの歴史的文化的遺産が残されている。これらの地域資源を活用し、街なみの環境整備を進めると共に商家での民泊に対する規制の特例により、交流人口の拡大と城下町ツーリズムを実現することで中心市街地の活性化を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要	
1263	12631040	消防法の規制緩和		・グリーンツーリズム実施にあたり、消防設備等の簡易化により、農家民宿を可能にする。	・グリーンツーリズムを通じ、既存農家の家を農家民宿の宿泊施設とする。	0	青森県	青森県八戸市、(仮)NPO法人「農援隊」	はちのへ農援隊特区構想	基幹産業が農業である近隣町村と八戸市など都市部の持つ「マンパワー」などを町村の地域資源と結びつけることで、農業関連ビジネスの振興を図り、生産者の所得向上につなげる。NPO法人や株式会社の農地取得容認、農家民宿における簡易な消防設備での容認、酒税法緩和による濁酒やワイン醸造、販売、地産地消をキーワードとした農産品や加工品の宅配に限り、自家用貨物自動車の有償運送事業を容認等を導入により、当該地域の活性化を図る。
1574	15741010	民家への宿泊に対する旅館業法の適用除外	農村体験に基づく体験プログラムの一環としての民家への宿泊は、旅館業法で定義する旅館業の目的とは異なるため、旅館業法第1条及び2条について適用除外を求めます。 農家を含む普通民家は、旅館業法で規定するホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業、下宿営業として整備された建築物ではなく、本来の使用目的が住宅であるため、旅館業法上で規定する構造及び設備の基準を満たすことができないケースが通例であります。 しかしながら、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供することから、衛生上、安全上の措置は事前に講じるものとするが、その場合の基準が具体的に示されていないことから、所管省庁のガイドラインの設置も併せて要望するものです。	ライフスタイルの多様化に伴い、グリーン・ツーリズムへの需要が高まっています。 本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、温室メロン、茶、米などをはじめとする多彩な農業が展開されるとともに、こうした自然や文化を生かした観光も主要な産業となっています。 また、昨年は第58回国民体育大会が開催され、陸上競技選手・監督2,238人を市民との協働により市内民家に泊めるなど、地域が一体となって全国に交流の輪を広げました。 このようなことから、本市の地域資源と市民の協働による民泊を生かしたグリーン・ツーリズムの新しい宿泊形態を、規制の特例措置の認可を受けて活用していこうというものです。 四季を通じて様々な体験プログラムを提供し、都市部の住民がゆとりやすらぎを感じながら「自然」と「農」を体感できる「健康グリーン・ツーリズム」を実践し、新たな交流人口の拡大をめざします。事業実施には、農家や民泊家庭、農業団体や観光関係団体、NPOやボランティアなどとの協働により推進していきます。 本計画の実施により、地域資源を活かしたまちの魅力の創出につながり、人と情報の交流が活発になることで、地域が活性化され、魅力ある地域社会が形成されるものと予想されます。 また、農業体験や民家に宿泊することで、農業への理解が深まるとともに、地域住民にとっても生きがいや健康づくりにつながります。さらに、新しい観光資源や交流の機会の創出につながるものと期待されます。	農家を含む普通民家は、旅館業法で規定する営業施設として整備された建築物ではなく、本来の目的が住宅であるため、旅館業法で規定する構造及び設備の基準を満たすことができないケースが通例です。 本提案に係る民家は、宿泊料を受けますが、宿泊料は食事代と寝具リース代の実費相当額を想定しており、民宿業を営もうとする目的ではありません。あくまでも農村体験プログラムの一環としての宿泊であり、旅館業法で定めるサービスの提供とは明らかに目的が異なるため、旅館業法の適用除外を求めます。 しかしながら、安全上、衛生上必要な措置は講じるものとし、その基準については、以下の内容を満たす民家を対象と考えています。 安全上：特区407特例措置の内容を満たす項目 - (その他欄に記載)及び 消火器具の設置 衛生面： 宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴施設 宿泊者の需要を満たすことができる洗面設備 適当な数の便所	静岡県	静岡県袋井市	民泊で健康グリーン・ツーリズム	農村体験に基づく体験プログラムの一環としての民家への宿泊は、旅館業法で定義する旅館業の目的とは異なるため、旅館業法第1条及び2条について適用除外を求めます。 農家を含む普通民家は、旅館業法で規定するホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業、下宿営業として整備された建築物ではなく、本来の使用目的が住宅であるため、旅館業法上で規定する構造及び設備の基準を満たすことができないケースが通例であります。 しかしながら、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供することから、衛生上、安全上の措置は事前に講じるものとするが、その場合の基準が具体的に示されていないことから、所管省庁のガイドラインの設置も併せて要望するものです。	
1592	15921020	一般の事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合についての消防法の緩和	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については、消防法施行令別表第一(七)の規定の「大学」から除外し、消防法施行令別表第一(十五)の「その他の事業場」に含まれるとする。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	株式会社大学に係る特区には、中心市街地の駅前など、アクセスの良い立地に株式会社大学を誘致し、域内在勤者や学生のキャリアアップ及び市民の生涯学習の拠点にしていきたいというニーズがある。しかし、現行の消防法は、一律「大学」に対して加重的な消防用設備等の設置を義務付けている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にはそれを実施に移すことが困難となっている。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」とであるという一事のみで、一般の事業場よりも加重的な消防用設備等の設置が義務付けられることは、実態に即さない過剰な規制といわざるをえない。前回の提案に対する総務省の回答では、なぜ同じ建物が会社の業務に利用されるか、大学の授業に利用されるかによって、消防用設備等基準を異にしなければならないのか、具体的な理由が何ら示されていないため、再提案を行った。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	建築基準法及び消防法が「大学」について一律に厳しい建築基準や防火基準等を定めているため、一般事務棟にテナントを借りて大学を設置することが困難となっている。そこで、一般事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合には、消防法および建築基準法の加重的な建築基準 防火基準がからまないよう規制を緩和すべき。また、大学設置認可後4年間は、カリキュラム変更には文部科学省の事前届出が必要であり、新しい専任教員配置には、同省の認可が必要であるとする文部科学省の運用は、株式会社大学が消費者のニーズを聞きこれを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映することを不可能にしている。これでは、特区評価委員の評価実施期間中に、株式会社大学が自由な教育事業を展開できず、その成果を発揮できない。そこで、特区によって認められた株式会社大学については、右運用について特例措置を認めるべきである。	
5064	50640002	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学についての消防法の緩和	消防法施行令別表第一(七)の規定を「大学(一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を除く)」とし、消防法施行令別表第一(十五)の規定を「その他の事業場(一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を含む)」と改正すること。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	現行の消防法は、一律「大学」に対して加重的な消防用設備等の設置を義務付けている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にはそれを実施に移すことが困難となっている。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」とであるという一事のみで、一般の事業場よりも加重的な消防用設備等の設置が義務付けられることは、実態に即さない過剰な規制といわざるをえない。前	0	株式会社東京リーガルマインド	0	0	

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1216	12162020	市町村・NPOの旅行業(農家による民泊含む)の開業に係る消防設備の簡略化	同上内容により、消防法第17条による消防設備の簡略化を要望します。 (同上内容:那須野ヶ原グリーンツーリズム確立の一環として、体験農業などによる滞在型の旅行企画を提案し、公共施設等の遊休施設を利用した市町村及びNPOによる宿泊施設の開設並びに都市と農村の交流の観点から農家による民泊開設を通して地域再生を図る。旅行業法による旅行業登録免除等規制緩和を要望します。)	畜産体験・農業体験などによる各季節(4シーズン)ごとの滞在型の企画共通商品を提供し、首都圏からの集客を行い、廃校施設や公民館等公共施設の既設利用または、農家による民泊施設に宿泊してもらう。旅行商品企画にはグリーンツーリズムを全面的に打ち出し「感じる自然・豊かな緑・そよ風の高原」をコンセプトとする。また、宿泊施設の開設により新たな雇用創設と地域振興を図る。	当地は那須・塩原を中心とする観光地であるとともに、内地でも有数の農業地帯でもある。パブル崩壊後観光客の大幅な減少(日帰中心、宿泊客減少)が観光業の低迷を招いている。また、市町村には、小学校等の廃校施設及び利用効率の良くない公共施設があり、施設の維持費にも苦慮しているところである。都市と農村の共生・対流を通して食と農の大切さを伝えるためには、郷土料理や農家の暮らしを肌で感じるシステムが不可欠である。このため、農家や施設など地域の資源を有効に活用することが重要である。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で「感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原」をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって蝕まれている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築。森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
5096	50960002	特区特定事業土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業の全国緩和	構造改革特区による特例(403)となっている、土地開発公社の所有する「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条第1項第2号の規定により造成した土地の賃貸について、全国適用となるよう法令の改正を要望する。		・近年の日本経済の長期低迷により企業の工場立地動向は低迷しており、土地開発公社が実施する産業団地等の分譲状況も極めて厳しい状況にある。 ・一方、各企業においては初期投資軽減の観点からも貸借による立地を希望する傾向が強まっており、地方自治体等の事業主体の多くは、企業立地促進のため賃貸制度を導入している。 ・そこで、平成15年度より構造改革特区申請し認定された場合、土地開発公社が保有する造成事業用地について賃貸することが可能となったが、進出企業及び公共団体の事務手続きの迅速性、簡素化を図る観点からも全国的に緩和願いたい。	0	千葉県		0